

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 5月18日
【計算期間】	第13期(自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日)
【ファンド名】	G S 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03－6437－6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

G S 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン（ファンドの愛称を「G S 日本ニュートラル」とします。）（以下「本ファンド」といいます。）は、「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、日本株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

本ファンドは追加型投信／国内／株式／特殊型（マーケット・ニュートラル型）／自動けいぞく投資専用です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投資 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 (マーケット・ニュートラル型)

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（マーケット・ニュートラル型）・・・投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法（マーケット・ニュートラル型）の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投資 その他資産 (投資信託証券 (株式)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー リーファンド ファンド オブ ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 (マーケット・ニュートラル型)

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（株式））・・・目録用書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年2回・・・目録用書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本・・・目録用書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目録用書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

その他（マーケット・ニュートラル型）・・・本ファンドでは市場全体の動向からの影響を抑制したマーケット・ニュートラル運用手法を用いた運用を行います。

※商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ

(<http://www.toushin.or.jp>)に掲載されておりますので、ご覧ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して「GS 日本ニュートラル」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「(2) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

- ◇ 個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受け

ない付加価値の獲得を目指します。

- ◇ 投資対象は主としてT O P I X（東証株価指数）構成銘柄とし、ベンチマークである円短期金利（1ヵ月円L I B O R^{*}）を上回る収益を追求します。
- ◇ 設定・解約は月2回の特定日（原則として毎月5日および20日）にのみ可能です。
- ◇ 本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

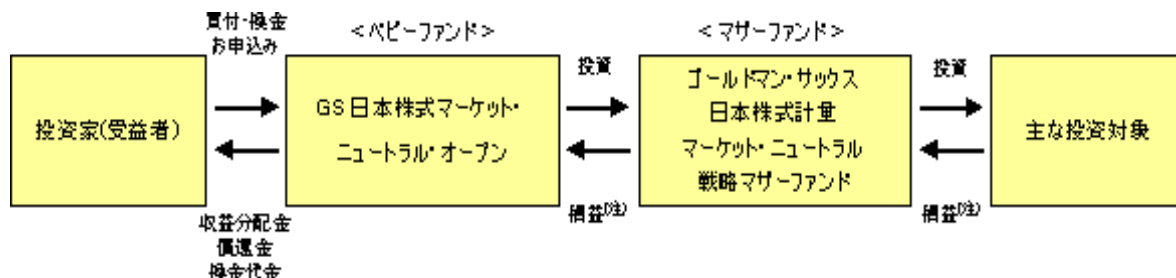
＊ L I B O Rとは、London Inter-Bank Offered Rate（ロンドンのユーロ市場における銀行間出手金利）のことで、主に短期金利の指標として用いられています。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（本ファンド）とし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。（ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。）商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



（注）損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

２．ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAMニューヨーク」といいます。））（予定）

2009年9月1日以降、以下の内容が追加されます。

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より日本株式の運用の指図（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

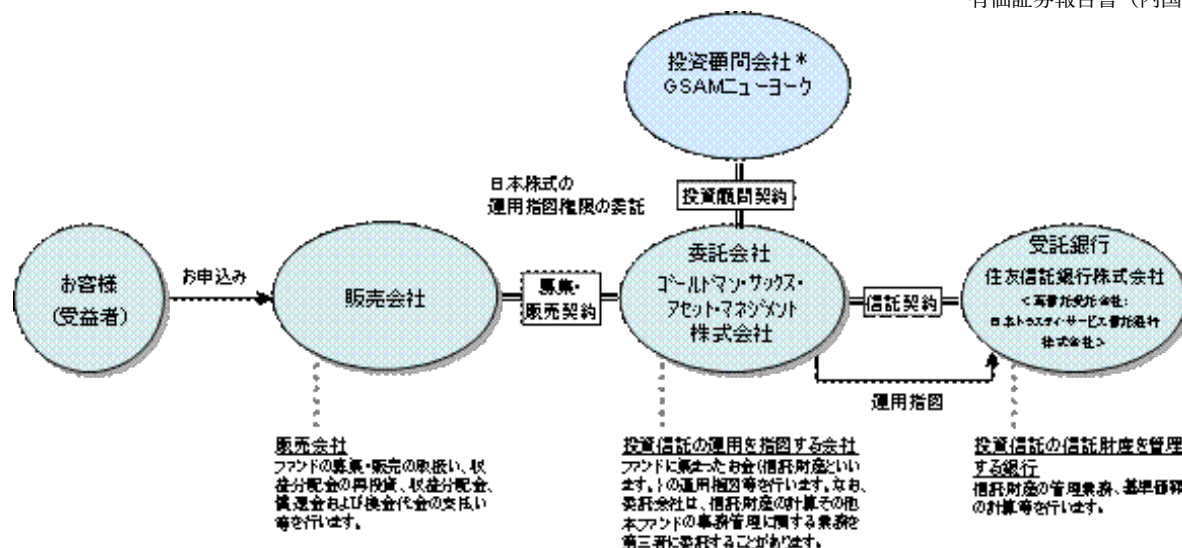
c. 受託会社（住友信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づいて、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づいて、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



＊運用の効率化を図るため、2009年9月1日以降、GSAMニューヨークへ日本株式の運用の指図に関する権限の委託を行う予定です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年12月末現在、グループ全体で6,907億米ドル（約62.9兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2008年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝91.03円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・

アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

1. 本ファンドはマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
2. １ヵ月円LIBORを運用上のベンチマークとします。
3. 2009年9月1日以降、GSAMニューヨークに日本株式の運用の指図に関する権限を委託します。（予定）

c. マザーファンドの運用方針

1. 個別銘柄のロング（買い）・ポジションと、ショート（売り）・ポジションを組合せることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、日本株市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。
2. ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。
3. 2009年9月1日以降、GSAMニューヨークに日本株式の運用の指図に関する権限を委託します。（予定）
4. 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、2009年9月1日以降、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。（予定）

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー （GSAMニューヨーク）	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	本ファンドおよびマザーファンドの日本株式の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取決めにに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

d. GS 日本ニュートラルの運用における特徴

- ① 伝統的な投資に続く新しい投資手法（マーケット・ニュートラル運用）により、付加価値の獲得を目指します。
- ② 日本株式市場全体の動きを上回ることを目標とするのではなく、投資元本に対する収益を追求します。
- ③ ポートフォリオ全体として、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄群の売り持ちを組み合わせることにより、日本株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択が運用成績に直結します。
- ④ 多様な視点から銘柄を評価することにより、様々な市場局面でも安定したリターンを追求します。
- ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる独自開発の計量モデルで分析して運用します。

上記の目的を達成できる保証があるわけではありません。

(a) 運用の特徴① 伝統的な投資に続く新しい投資手法

株式、債券といった伝統的な資産クラスへの投資に続く、新たな投資手法として「代替投資」に注目が集まっています。代替投資としては、

① 「代替投資資産」（＝株式、債券以外の市場への投資）

例：不動産、コモディティ（商品）等への投資

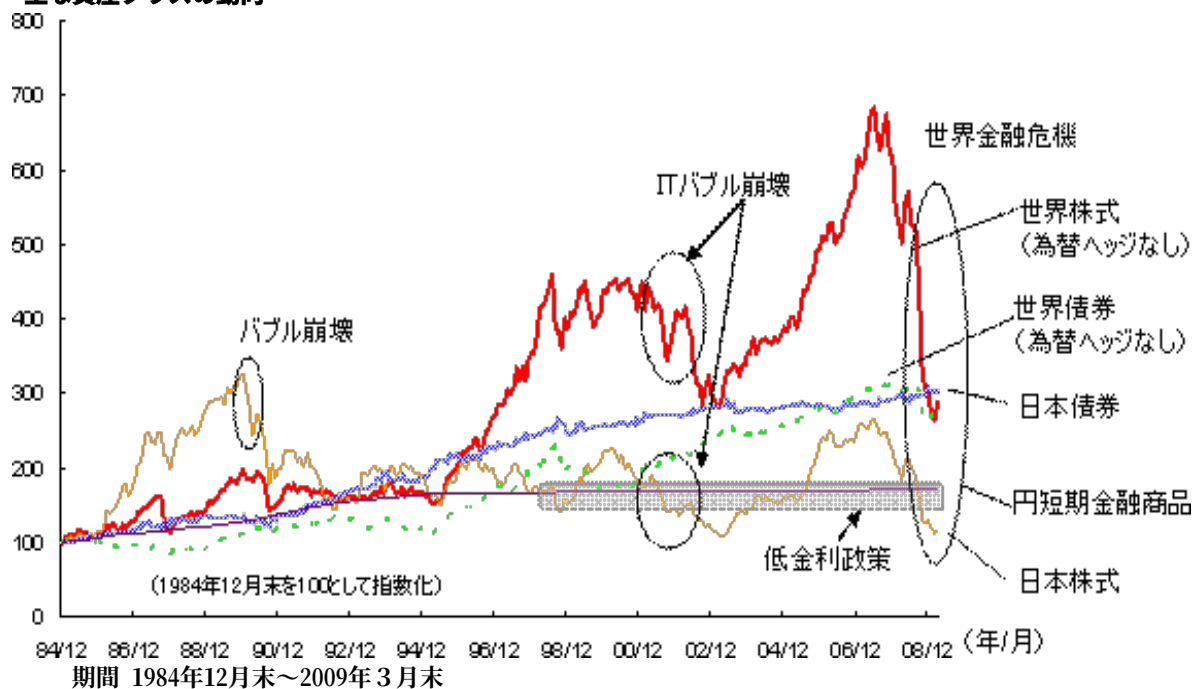
② 「代替投資手法」（＝株式、債券市場の動向の影響を抑制した投資手法）

例：マーケット・ニュートラル、ロング・ショート運用手法等の利用

といった2通りの投資方法が考えられます。

G S 日本ニュートラルは②「代替投資手法」の1つである「マーケット・ニュートラル運用」手法を用いたファンドです。

主な資産クラスの動向



世界株式：MSCIワールド・インデックス（為替ヘッジなし）、世界債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（為替ヘッジなし）、日本株式：MSCIジャパン・インデックス、日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）の日本債券部分、円短期金融商品：1ヵ月円LIBOR

上記のデータはインデックスの動きであり、特定のファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておきませんので、実際の取引結果とは異なります。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

株式市場や債券市場などへの投資は中長期的には有望ですが、短期的には価格変動の影響を受け易いため、従来の伝統的投資手法を用いた運用では、運用の成果がこのような市場の動きに大きく左右されることは避けられませんでした。

より安定した収益を求める投資家の間では、このような市場環境の動向に左右されず収益を追求できる運用商品へのニーズが高まってきています。

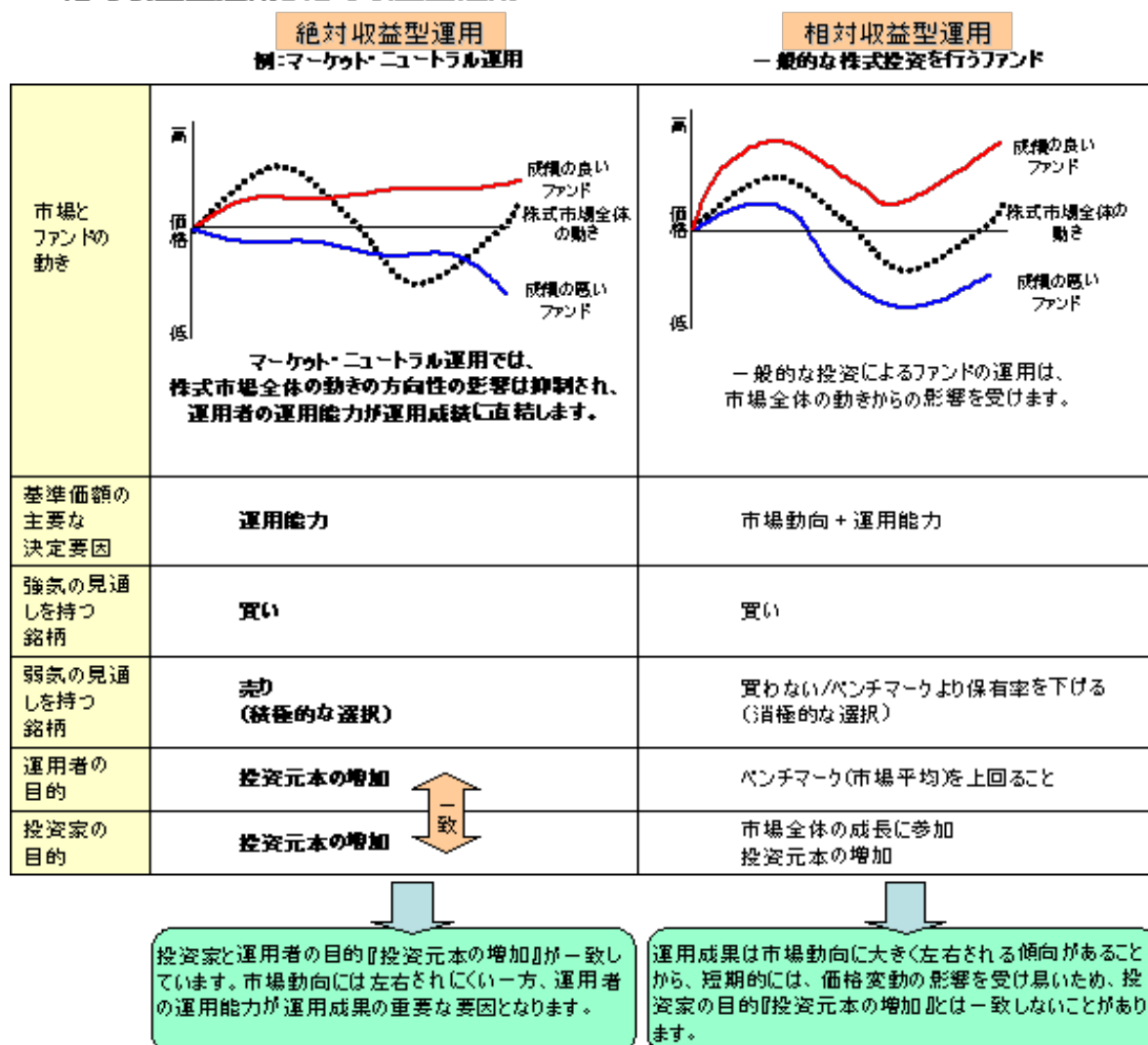
G S 日本ニュートラルは、市場全体の動向からの影響を抑制したマーケット・ニュートラル運用手法を用い、付加価値の獲得を目指すファンドです。

(b) 運用の特徴② 投資元本に対する収益の追求

G S 日本ニュートラルは、“日本株式市場全体の動きを上回ることを追求”するのではなく、“投資元本に対する収益を追求”することを目的としています。このような成果を目指す運用を「絶対収益型運用」といいます。

絶対収益型運用とは、「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。この運用は、市場全体の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。

絶対収益型運用と相対収益型運用の違い



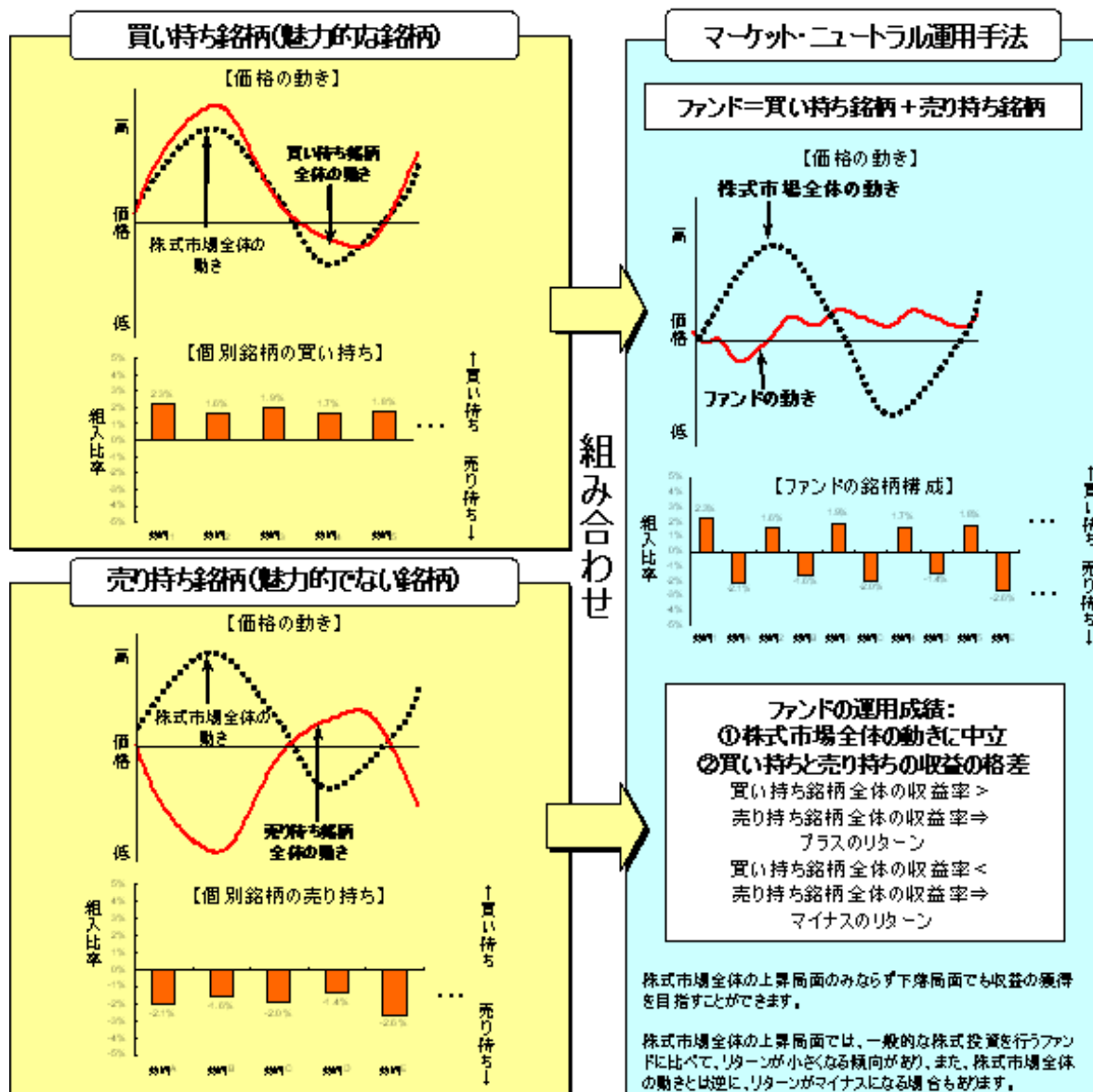
上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

(c) 運用の特徴③ 市場全体の動向からの影響を抑制した銘柄選択による付加価値の追求

G S 日本ニュートラルは、代替投資手法の1つであるマーケット・ニュートラル運用手法を用いて収益を追求するファンドです。

マーケット・ニュートラル運用とは、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄群の売り持ちを組み合わせる運用手法です。株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択がファンドの運用成績に直結します。

マーケット・ニュートラル運用の手法



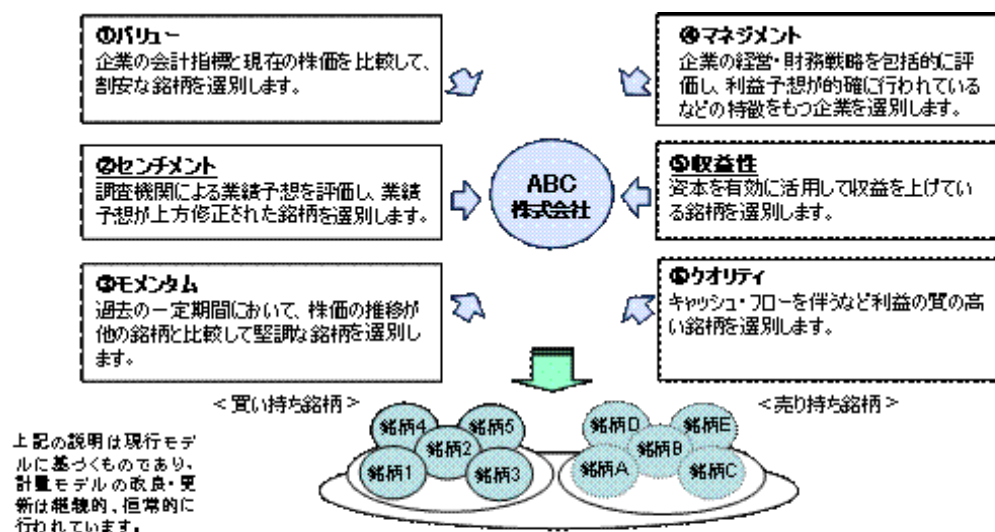
上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

(d) 運用の特徴④ 複数の評価基準による個別銘柄選択

マーケット・ニュートラル運用では、主として個別銘柄選択の成否がファンドの運用成績を左右します。

G S 日本ニュートラルは6つの評価基準によって、個別銘柄選択を行っています。多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定したリターンを追求できます。

銘柄選択の6つの評価基準



6つの評価基準による銘柄選択の傾向(例)

銘柄選択の評価基準	買い持ち銘柄の傾向(例) (魅力的と判断される銘柄)	売り持ち銘柄の傾向(例) (魅力的でないと判断される銘柄)
①バリュエ	株価純資産倍率の低い銘柄	株価純資産倍率の高い銘柄
②センチメント	利益予想が上方修正された銘柄	利益予想が下方修正された銘柄
③モメンタム	一定期間における株価の方向性が上昇傾向にある銘柄	一定期間における株価の方向性が下落傾向にある銘柄
④マネジメント	過去の利益予想の実績において、会社予想利益が的確であった銘柄	過去の利益予想の実績において、会社予想利益が的確でなかった銘柄
⑤収益性	企業価値に比べて高い利益を上げている銘柄	企業価値に比べて十分な利益を上げていない銘柄
⑥クオリティ	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、キャッシュ・フローを伴った利益を計上している銘柄	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、キャッシュ・フローを伴っていない利益を計上している銘柄

*ここでの企業価値とは、株式時価総額に負債を加えたものをいいます。

買い持ち銘柄(魅力の高い銘柄)のリターンは、売り持ち銘柄(魅力の低い銘柄)のリターンを、中長期的に上回ることが期待されます。この買い持ち銘柄と売り持ち銘柄の収益格差が、付加価値の源泉となります。

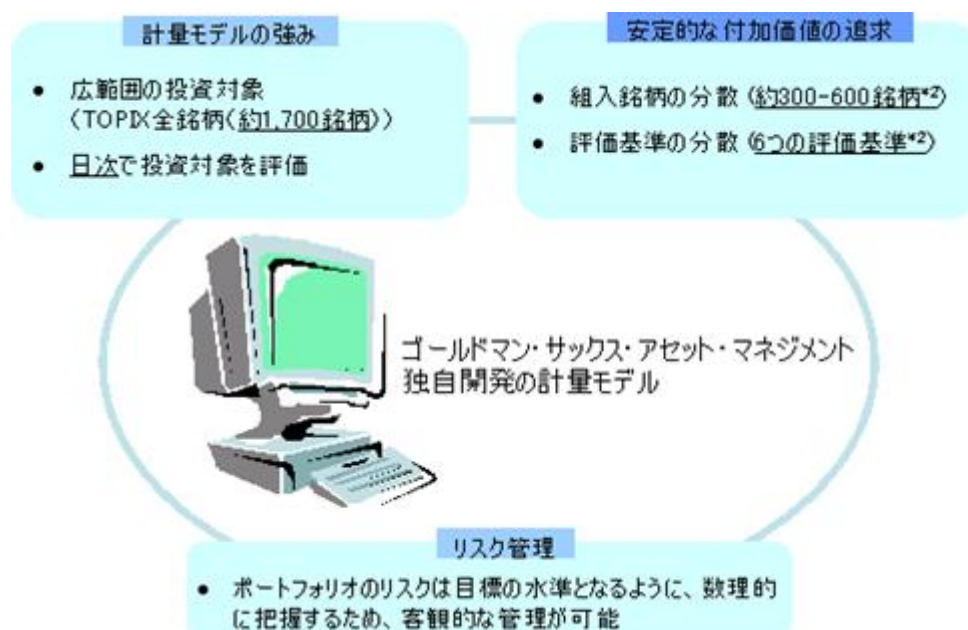
また、上記の6つの評価基準は、当ファンドの運用を担当するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの独自開発の計量モデルによるものです。

上記は、6つの評価基準による銘柄選択の傾向につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例ですが、上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

(e) 運用の特徴⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルによる運用

経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用

G S 日本ニュートラルはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用を行っています。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、①収益機会を広範囲に求めること、②リスクを厳格に管理すること^{*1}、が可能です。したがって、マーケット・ニュートラル運用にはふさわしい運用アプローチといえます。



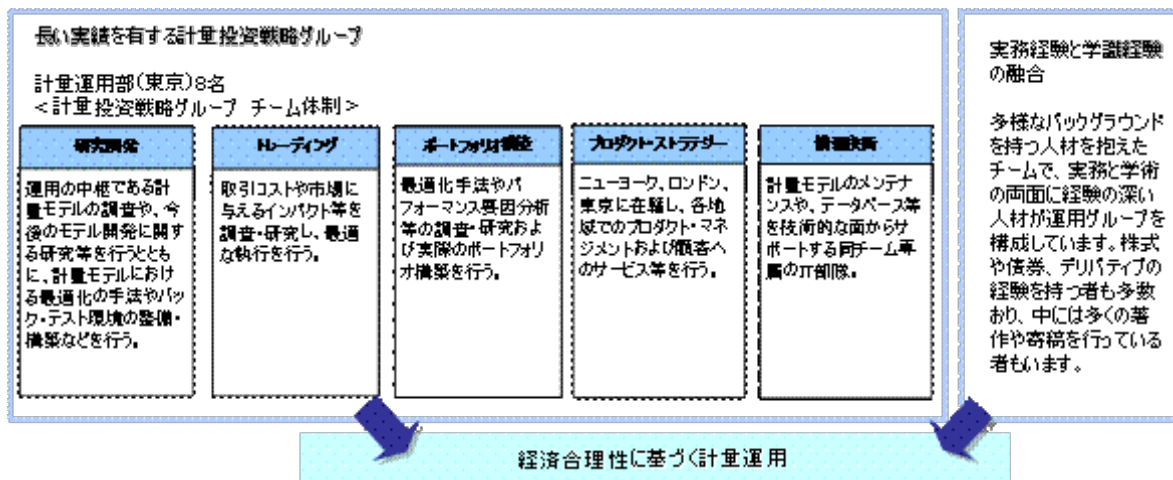
上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良、更新は継続的、恒常的に行われています。

^{*1} リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

^{*2} 状況によって今後変更される可能性があります。

幅広い背景を持つ豊富な人材を有する計量投資戦略グループ

本ファンドの運用は、委託会社の計量運用部（東京）が担当します。計量運用部は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループ（合計158名）の一員であり、共に研究・開発を継続的に実施しています。



2008年12月現在

※運用の効率化を図るため、2009年9月1日以降、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）へ日本株式の運用の指図に関する権限の委託を行う予定です。GSAMニューヨークへ運用権限の委託が行われた場合、本ファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りま。
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第18条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMニューヨークを含みます（予定）。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第18条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)にかかわらず、本ファンドの信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき一定の範囲で貸付の指図をすること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができます。また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(注)本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

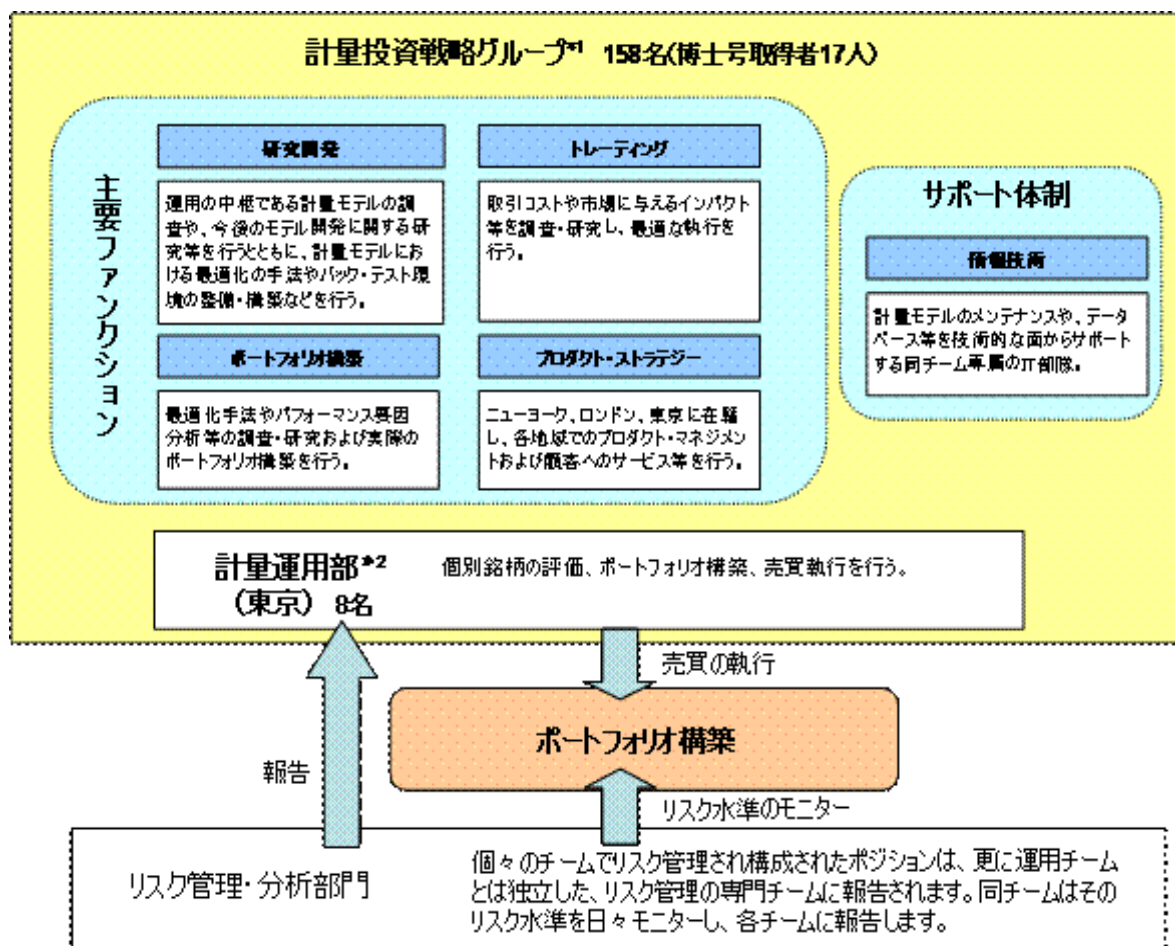
＊ 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、委託会社の計量運用部（東京）が担当します。計量運用部は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの一員であり、共に連携を取りながら研究・開発を継続的に実施しています。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。

なお、運用の効率化を図るため、2009年9月1日以降、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）へ日本株式の運用の指図に関する権限の委託を行う予定です。GSAMニューヨークへ運用権限の委託が行われた場合、本ファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。



2008年12月末現在

*1 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

*2 委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社所属であり、計量投資戦略グループの在東京組織。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

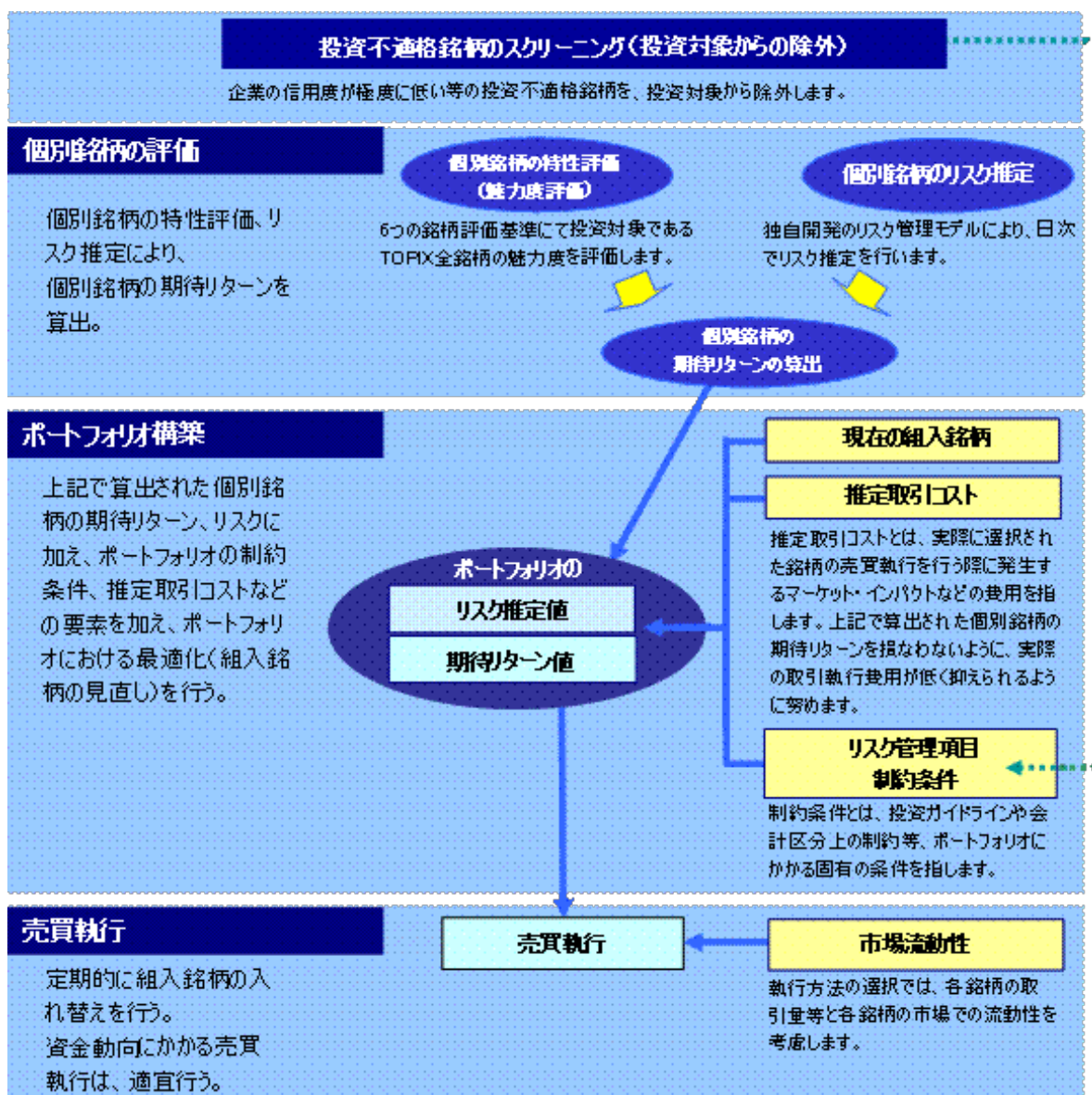
委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

d. 運用プロセス

経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用しています。

計量モデルを用いることで、約1,700銘柄に及ぶ多数の銘柄を、複数の評価基準を用いて分析し、これらを基に最も魅力的と思われるポートフォリオを構築します。

ベンチマークである円短期金利（1ヵ月円LIBOR）を上回る収益を追求します。



上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

（４）【分配方針】

年２回決算を行い、毎計算期末（毎年２月20日および８月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（１万口＝１万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

（注１）収益分配金は、税金を差し引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

（注２）収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資は行いません。
3. 同一企業または団体が発行する有価証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
4. 同一の企業が発行する証券への実質投資割合は、当該企業の発行済み証券の10%以下とします。
5. ロング・ポジションによる信託財産の資産総額は信託財産の純資産総額の100%以下とします。
6. 同一の企業が発行する証券のショート・ポジションの実質時価総額は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産等に比較しその流動性や取引コスト等の投資効率の観点から使用します。
8. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
9. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
10. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
11. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
12. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券等につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券等のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

（b）信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第21条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図範囲（信託約款第23条）

信用取引により株券を売付けることの指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図範囲（信託約款第24条）

信託財産に属さない公社債を売付けることの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れの指図範囲（信託約款第25条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための

指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第26条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引
- ・わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第27条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引の運用指図（信託約款第28条）

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 資金の借入れ（信託約款第38条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は本ファンドの信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は本ファンドの信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指図することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. 株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また、本ファンドは信用取引を利用した株式の売り持ちを行いますので、売り持ちした株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持ちの特性上、損失額が想定以上になることもあります（また、株式を売り持ちするにあたり、借入れコストがかかります。）。本ファンドは、株式市場全体の動向からの影響を抑制することを目指しますが、その影響がなくなるわけではありません。また、売り持ち、買い持ちする株式のリーダの動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となり、場合によっては大幅に下落することがあります。

2. 株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、小型株式など時価総額が小さく、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却または高値での買戻しを余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

3. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、信用取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

特定日に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) 成功報酬に関わる留意点

本ファンドでは、委託会社は、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収いたしますので、この点についてご納得のうえご投資願います。なお、ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

(f) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。また、効率的な運用を図る目的で、マザーファンドの追加信託の上限は2,000億円となっております。したがって、他のベビーファンドの規模、新規設定、資金動向その他の要因によっては、本ファンドの純資産総額が500億円を下回る場合であってもお申込みを受付けない場合があります。

(g) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、1ヵ月円LIBORをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) 本ファンドの名称についての留意点

本ファンドは、委託会社が設定している証券投資信託「ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド（愛称：GS ジャパン・ニュートラル）」とは別個のファンドであり、運用実績等も異なる場合があります。

(j) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

特定日に金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、特定日の2営業日前までにすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

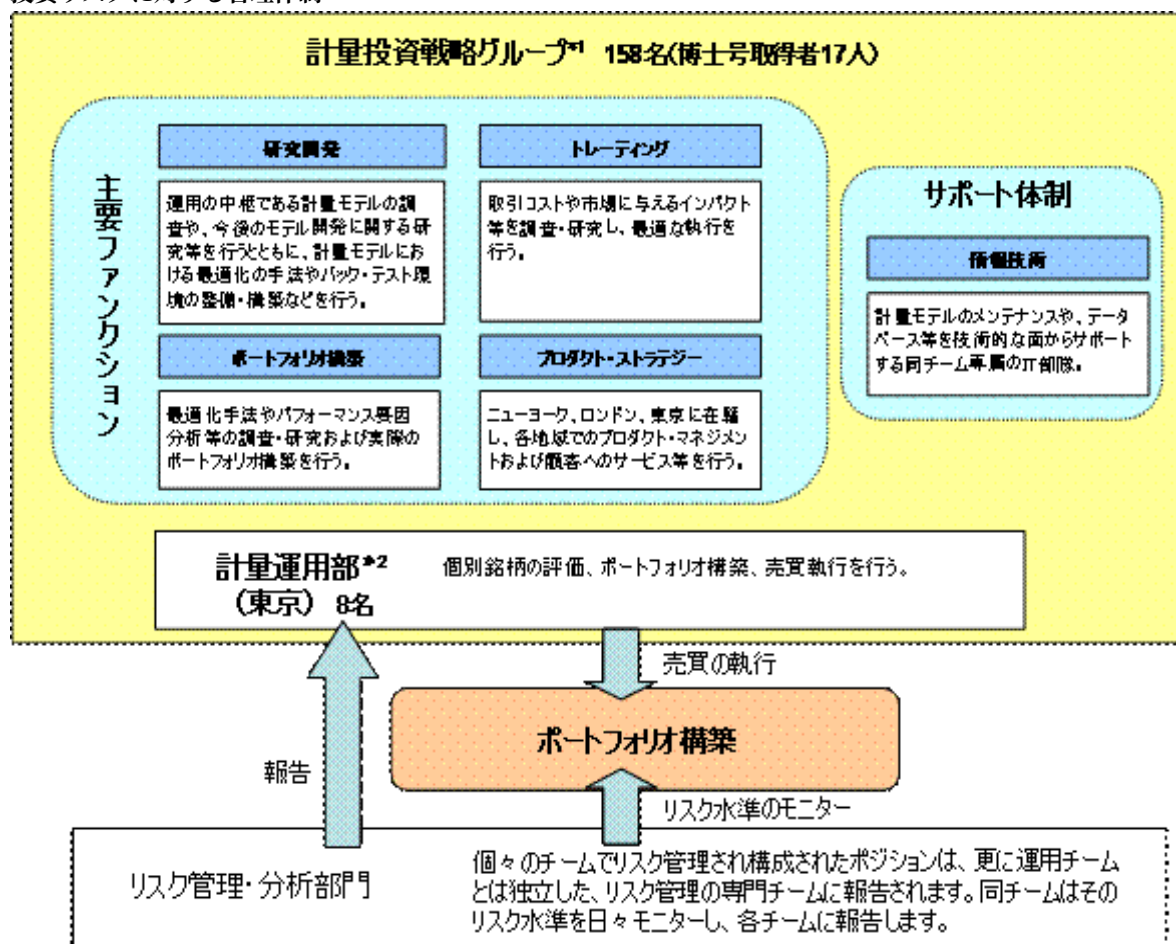
この場合、かかる合理的な事情がなくなったと委託会社が判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付およびご換金のお申込みの取消等および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。この場合、ご換金については、受益者は保留されたご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ご換金代金は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

(k) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



2008年12月末現在

*1 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

*2 委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社所属であり、計量投資戦略グループの在東京組織。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

せん。

（注２）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

（注３）運用の効率化を図るため、2009年９月１日以降、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（G S A Mニューヨーク）へ日本株式の運用の指図に関する権限の委託を行う予定です。G S A Mニューヨークへ運用権限の委託が行われた場合、本ファンドの運用は、G S A Mニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) 1.575%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（特定日の基準価額（１万口当たり））に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.2%の信託財産留保額^{*}をご負担いただきます。

＊「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

（a）基本報酬

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.05%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分は以下のとおりです。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いに係る純資産総額に応じて決められます。

委託会社	販売会社	受託銀行
純資産総額に対し 年率0.4725%（税込）	純資産総額に対し 年率0.4725%（税込）	純資産総額に対し 年率0.1050%（税込）

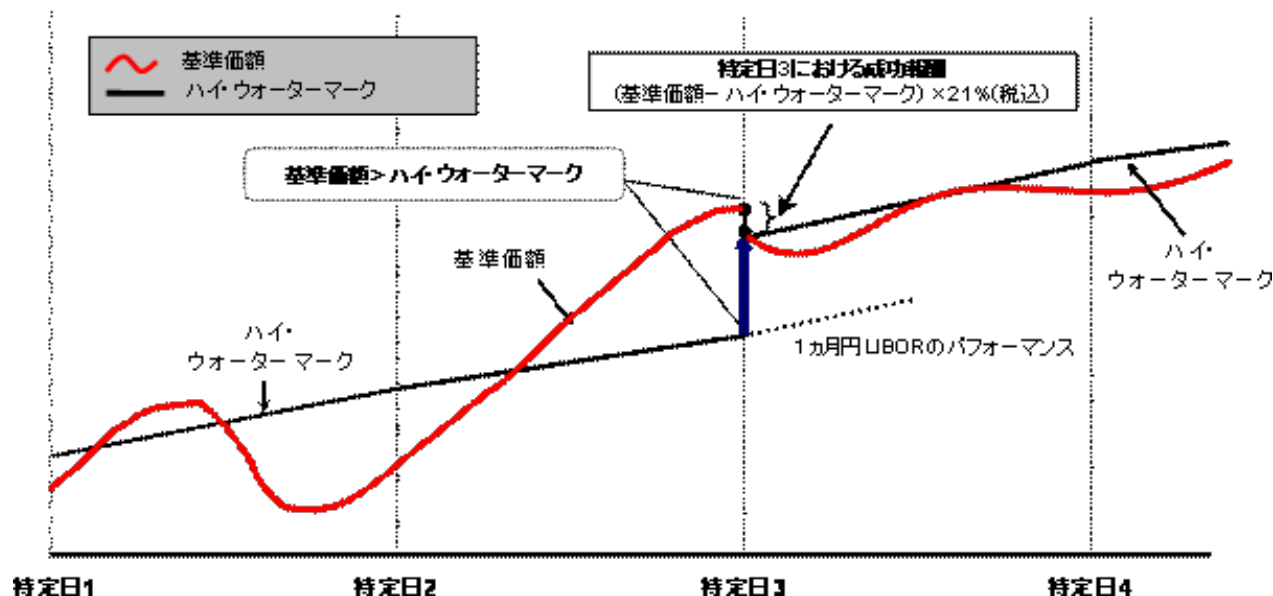
2009年9月1日以降、以下の内容が追加されます（予定）。

なお、委託会社の報酬には、G S A Mニューヨークの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行われません。

（b）成功報酬

委託会社は、基本報酬に加えて、ある特定日（原則として毎月5日および20日。ただし、休業日の場合は、翌営業日とします。）の基準価額（基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前）が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して21%（税込）の割合の成功報酬を受領します。ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日におけるハイ・ウォーターマーク（信託設定日の場合は1万口＝1万円）＋1ヵ月円LIBORによる増加分（直前の特定日からの期間率、1年を360日とした日割り計算）とします。

ある特定日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額（基本報酬、成功報酬および分配金控除後）とします。



(注1) 1ヵ月円LIBORは、2009年3月31日現在、年率0.4325%です。ハイ・ウォーター・マークの計算において適用される1ヵ月円LIBORは市場動向により変動します。

(注2) 上記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。また、基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

(c) 信託報酬（基本報酬および成功報酬）の支払いの時期および方法

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、下記照会先にお問い合わせいただければお知らせいたします。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用
- (b) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (c) 信託財産に関する租税
- (d) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(c)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(d)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(d)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合*¹

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×10% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 2011年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

<収益分配金の課税について>

①個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%（所得税7%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

<換金時および償還時の課税について>

①個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%(所得税7%)の税率が適用されます。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2009年２月27日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	3,646,959,633	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△766,701	△0.02
合計（純資産総額）	—	3,646,192,932	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド>

（2009年２月27日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	67,089,865,630	67.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	32,984,529,428	32.96
合計（純資産総額）	—	100,074,395,058	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2009年２月27日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 （口数）	帳簿価 額単価 （円）	帳簿価額金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス 日本 株式計量マーケット・ニュート ラル戦略マザーファンド	2,679,617,659	1.3611	3,647,495,557	1.3610	3,646,959,633	100.02

種類別及び業種別投資比率

（2009年２月27日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

（2009年２月27日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2009年２月27日現在）

該当事項はありません。

参考情報

＜ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド＞

① 投資有価証券の主要銘柄

(2009年2月27日現在)

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	キヤノン	電気機器	348,700	2,295.00	800,266,500	2,540.00	885,698,000	0.89
2	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	263,400	3,270.00	861,318,000	3,290.00	866,586,000	0.87
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信 業	202,500	4,230.00	856,575,000	4,250.00	860,625,000	0.86
4	日本	株式	京セラ	電気機器	144,700	5,790.00	837,813,000	5,850.00	846,495,000	0.85
5	日本	株式	新日本石油	石油・石炭 製品	1,797,000	451.00	810,447,000	471.00	846,387,000	0.85
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	347,900	2,245.00	781,035,500	2,390.00	831,481,000	0.83
7	日本	株式	東京海上ホールディ ングス	保険業	367,300	2,075.00	762,147,500	2,260.00	830,098,000	0.83
8	日本	株式	グローリー	機械	511,400	1,576.00	805,966,400	1,607.00	821,819,800	0.82
9	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	203,000	3,950.00	801,850,000	3,990.00	809,970,000	0.81
10	日本	株式	任天堂	その他製品	27,600	25,430.00	701,868,000	28,490.00	786,324,000	0.79
11	日本	株式	アマダ	機械	1,629,000	452.00	736,308,000	481.00	783,549,000	0.78
12	日本	株式	みずほフィナンシャ ルグループ	銀行業	4,125,600	188.00	775,612,800	188.00	775,612,800	0.78
13	日本	株式	損害保険ジャパン	保険業	1,544,000	472.00	728,768,000	493.00	761,192,000	0.76
14	日本	株式	商船三井	海運業	1,501,000	516.00	774,516,000	506.00	759,506,000	0.76
15	日本	株式	日本郵船	海運業	1,844,000	416.00	767,104,000	410.00	756,040,000	0.76
16	日本	株式	旭化成	化学	2,317,000	307.00	711,319,000	315.00	729,855,000	0.73
17	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	2,059	328,000.00	675,352,000	348,000.00	716,532,000	0.72
18	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ ドコモ	情報・通信 業	4,608	153,700.00	708,249,600	153,900.00	709,171,200	0.71
19	日本	株式	大日本住友製薬	医薬品	862,000	793.00	683,566,000	818.00	705,116,000	0.70
20	日本	株式	凸版印刷	その他製品	1,190,000	555.00	660,450,000	590.00	702,100,000	0.70
21	日本	株式	パナソニック	電気機器	577,000	1,072.00	618,544,000	1,154.00	665,858,000	0.67
22	日本	株式	住友商事	卸売業	785,200	832.00	653,286,400	832.00	653,286,400	0.65
23	日本	株式	日本通運	陸運業	2,281,000	297.00	677,457,000	284.00	647,804,000	0.65
24	日本	株式	コスモ石油	石油・石炭 製品	2,345,000	251.00	588,595,000	274.00	642,530,000	0.64
25	日本	株式	阪和興業	卸売業	2,366,000	263.00	622,258,000	268.00	634,088,000	0.63
26	日本	株式	横浜銀行	銀行業	1,487,000	426.00	633,462,000	420.00	624,540,000	0.62
27	日本	株式	日本電気	電気機器	2,643,000	223.00	589,389,000	233.00	615,819,000	0.62
28	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	2,836,000	226.00	640,936,000	216.00	612,576,000	0.61
29	日本	株式	日新製鋼	鉄鋼	3,957,000	146.00	577,722,000	152.00	601,464,000	0.60
30	日本	株式	キヤノンマーケティ ングスジャパン	卸売業	432,500	1,360.00	588,200,000	1,370.00	592,525,000	0.59

種類別及び業種別投資比率

(2009年2月27日現在)

国内／外国	業種	投資比率（％）
国内	建設業	2.08
	食料品	1.93
	繊維製品	0.87
	化学	5.16
	医薬品	3.34
	石油・石炭製品	2.05
	ゴム製品	0.25
	ガラス・土石製品	1.31
	鉄鋼	2.70
	非鉄金属	0.99
	金属製品	0.29
	機械	5.05
	電気機器	9.88
	輸送用機器	3.82
	その他製品	3.06
	電気・ガス業	1.29
	陸運業	3.03
	海運業	1.90
	倉庫・運輸関連業	0.30
	情報・通信業	3.65
	卸売業	5.07
	小売業	2.63
	銀行業	2.13
	証券、商品先物取引業	0.26
	保険業	2.30
	その他金融業	0.66
	不動産業	0.29
	サービス業	0.75
合計		67.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

（2009年2月27日現在）

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（2009年2月27日現在）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2009年2月27日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2003年2月20日)	790	790	1.0270	1.0270
2期	(2003年8月20日)	6,185	6,244	1.0423	1.0523
3期	(2004年2月20日)	6,501	6,533	1.0219	1.0269
4期	(2004年8月20日)	9,183	9,270	1.0573	1.0673
5期	(2005年2月21日)	7,244	7,311	1.0774	1.0874
6期	(2005年8月22日)	10,999	11,098	1.1181	1.1281
7期	(2006年2月20日)	9,942	9,987	1.0901	1.0951
8期	(2006年8月21日)	8,503	8,580	1.0945	1.1045
9期	(2007年2月20日)	7,307	7,371	1.1268	1.1368
10期	(2007年8月20日)	6,254	6,282	1.0945	1.0995
11期	(2008年2月20日)	5,761	5,787	1.0915	1.0965
12期	(2008年8月20日)	4,655	4,677	1.0297	1.0347
13期	(2009年2月20日)	3,635	3,653	0.9973	1.0023
	2008年2月末日	5,623	—	1.0729	—
	2008年3月末日	5,344	—	1.0646	—
	2008年4月末日	5,241	—	1.0441	—
	2008年5月末日	5,204	—	1.0533	—
	2008年6月末日	4,816	—	1.0552	—
	2008年7月末日	4,774	—	1.0460	—
	2008年8月末日	4,720	—	1.0406	—
	2008年9月末日	4,372	—	1.0165	—
	2008年10月末日	4,311	—	1.0205	—
	2008年11月末日	4,225	—	1.0075	—
	2008年12月末日	4,158	—	1.0005	—
	2009年1月末日	3,657	—	1.0034	—
	2009年2月末日	3,646	—	0.9969	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2002年12月20日 至 2003年2月20日	0.0000
第2期	自 2003年2月21日 至 2003年8月20日	0.0100
第3期	自 2003年8月21日 至 2004年2月20日	0.0050
第4期	自 2004年2月21日 至 2004年8月20日	0.0100
第5期	自 2004年8月21日 至 2005年2月21日	0.0100
第6期	自 2005年2月22日 至 2005年8月22日	0.0100
第7期	自 2005年8月23日 至 2006年2月20日	0.0050
第8期	自 2006年2月21日 至 2006年8月21日	0.0100
第9期	自 2006年8月22日 至 2007年2月20日	0.0100
第10期	自 2007年2月21日 至 2007年8月20日	0.0050
第11期	自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	0.0050
第12期	自 2008年2月21日 至 2008年8月20日	0.0050
第13期	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	0.0050

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期	自 2002年12月20日 至 2003年2月20日	2.7
第2期	自 2003年2月21日 至 2003年8月20日	2.5
第3期	自 2003年8月21日 至 2004年2月20日	△1.5
第4期	自 2004年2月21日 至 2004年8月20日	4.4
第5期	自 2004年8月21日 至 2005年2月21日	2.8
第6期	自 2005年2月22日 至 2005年8月22日	4.7
第7期	自 2005年8月23日 至 2006年2月20日	△2.1
第8期	自 2006年2月21日 至 2006年8月21日	1.3
第9期	自 2006年8月22日 至 2007年2月20日	3.9
第10期	自 2007年2月21日 至 2007年8月20日	△2.4
第11期	自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	0.2
第12期	自 2008年2月21日 至 2008年8月20日	△5.2
第13期	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	△2.7

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2002年12月20日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2002年1月30日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、毎月の特定日^{*1}の2営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までとします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

^{*1} 原則として毎月5日および20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。

^{*2} 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を販売会社との間で結んでいただきます。なお、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出ることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (3) お買付価額は、特定日の基準価額です。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：日ニュート）。

- (4) お買付単位は、1,000万円以上1円単位とします。ただし、販売会社によって最低買付単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (6) 毎月の特定日において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は特定日の2営業日前までにすでに受付けた取得申込みを取消することができます。この場合、委託会社がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、取得申込みの取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金の申込みは、毎月の特定日^{*1}の2営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに販売会社にお申込みください。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

^{*1} 原則として毎月5日および20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。

^{*2} 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は解約請求制により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。

（注）ただし、株式会社三井住友銀行においては便宜上1円以上1円単位のご換金のみのお申込みを受付けます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (3) ご換金価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

手取り額は、解約価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

^{*} 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：日ニュート）。

- (5) ご換金の代金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 委託会社は、毎月の特定日において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、特定日の2営業日前までにすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。なお、この場合、委託会社がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

これにより一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、上記により定められる日を特定日として上記に準じて計算された価額とします。

- (7) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：日ニュート）。年2回（2月および8月）の決算時および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問合わせいただければお知らせいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2002年12月20日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年2月21日から8月20日までおよび8月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2002年12月20日から2003年2月20日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（5）【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は下記b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行が受託者を辞任したときは、委託会社は新受託者を選任します。また、委託会社は、信託約款に定める場合には法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記

します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約（予定）

2009年9月1日以降、以下の内容が追加されます。

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a. に規定する信託契約の解約または上記b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a. または上記b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・ 信託財産の保存に係る業務
- ・ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・ 委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・ 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

f. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本 f. において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

g. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

h. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

j. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（2008年2月21日から2008年8月20日まで）及び第13期計算期間（2008年8月21日から2009年2月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【G S 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2008年8月20日現在)	第13期 (2009年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,705,217,969	3,677,042,442
流動資産合計	4,705,217,969	3,677,042,442
資産合計	4,705,217,969	3,677,042,442
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,602,847	18,227,290
未払受託者報酬	2,673,752	2,227,027
未払委託者報酬	24,063,659	20,043,148
その他未払費用	857,510	990,968
流動負債合計	50,197,768	41,488,433
負債合計	50,197,768	41,488,433
純資産の部		
元本等		
元本	4,520,569,599	3,645,458,017
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	134,450,602	△9,904,008
（分配準備積立金）	188,782,271	144,178,571
元本等合計	4,655,020,201	3,635,554,009
純資産合計	4,655,020,201	3,635,554,009
負債純資産合計	4,705,217,969	3,677,042,442

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 2008年 2 月21日 至 2008年 8 月20日	第13期 自 2008年 8 月21日 至 2009年 2 月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△262,506,203	△98,896,835
営業収益合計	△262,506,203	△98,896,835
営業費用		
受託者報酬	2,673,752	2,227,027
委託者報酬	24,063,659	20,043,148
その他費用	857,510	990,968
営業費用合計	27,594,921	23,261,143
営業損失（△）	△290,101,124	△122,157,978
経常損失（△）	△290,101,124	△122,157,978
当期純損失（△）	△290,101,124	△122,157,978
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△31,952,976	△20,469,252
期首剰余金又は期首欠損金（△）	483,143,772	134,450,602
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,506,154	460,123
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,506,154	460,123
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,448,329	24,898,717
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	69,448,329	24,898,717
分配金	22,602,847	18,227,290
期末剰余金又は期末欠損金（△）	134,450,602	△9,904,008

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第12期 自 2008年 2 月21日 至 2008年 8 月20日	第13期 自 2008年 8 月21日 至 2009年 2 月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第12期 (2008年 8 月20日現在)	第13期 (2009年 2 月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	5,278,426,192円	4,520,569,599円
期中追加設定元本額	16,460,710円	15,492,390円
期中一部解約元本額	774,317,303円	890,603,972円
2. 計算期間末日における受益権の総数	4,520,569,599口	3,645,458,017口
3. 元本の欠損	-----	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,904,008円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第12期 自 2008年 2 月21日 至 2008年 8 月20日	第13期 自 2008年 8 月21日 至 2009年 2 月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	19,658,846円	9,099,308円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	142,821,636円	115,697,002円
分配準備積立金額	191,726,272円	153,306,553円
本ファンドの分配対象収益額	354,206,754円	278,102,863円
本ファンドの期末残存口数	4,520,569,599口	3,645,458,017口
1口当たり収益分配対象額	0.078354円	0.076287円
1口当たり分配金額	0.0050円	0.0050円
収益分配金金額	22,602,847円	18,227,290円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第12期（2008年8月20日現在）		第13期（2009年2月20日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	4,705,217,969	△232,335,568	3,677,042,442	△81,039,726
合計	4,705,217,969	△232,335,568	3,677,042,442	△81,039,726

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	第12期 （2008年8月20日現在）	第13期 （2009年2月20日現在）
1口当たり純資産額	1.0297円	0.9973円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス 日本株式計 量マーケット・ニュートラル戦略マ ザーファンド	2,701,324,157	3,677,042,442	—
合計		—	2,701,324,157	3,677,042,442	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2008年8月20日現在)	(2009年2月20日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		25,426	491,072
コール・ローン		13,016,763,523	20,885,228,012
株式	※1	99,749,686,100	65,903,743,200
未収入金		381,461,042	17,635,508
信用取引預け金		106,005,105,116	80,803,337,771
未収配当金		85,257,850	79,047,800
未収利息		177,609	65,327
差入保証金		—	26,395,200
流動資産合計		219,238,476,666	167,715,943,890
資産合計		219,238,476,666	167,715,943,890
負債の部			
流動負債			
信用売証券		100,356,296,500	66,120,382,125
未払金		163,369,520	—
その他未払費用		608,373,218	781,850,279
流動負債合計		101,128,039,238	66,902,232,404
負債合計		101,128,039,238	66,902,232,404
純資産の部			
元本等			
元本		84,892,668,913	74,059,926,003
剰余金			
期末剰余金		33,217,768,515	26,753,785,483
剰余金合計		33,217,768,515	26,753,785,483
元本等合計		118,110,437,428	100,813,711,486
純資産合計		118,110,437,428	100,813,711,486
負債・純資産合計		219,238,476,666	167,715,943,890

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年2月21日 至 2008年8月20日	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、時価評価しております。	(1) 株式 同左
	(2) 信用売証券 個別法に基づき、法令及び社団 法人投資信託協会規則に従い、時 価評価しております。	(2) 信用売証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	その他費用 配当落調整額は原則として、株式 の配当落ち日において、予想配当金 額の93%を計上し、残額については 出金時に計上しております。	その他費用 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2008年8月20日現在)	(2009年2月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	103,709,063,037円	84,892,668,913円
期中追加設定元本額	1,712,986,357円	1,616,126,660円
期中一部解約元本額	20,529,380,481円	12,448,869,570円
期末元本額	84,892,668,913円	74,059,926,003円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド	8,285,627,659円	4,955,448,764円
G S日本株式マーケット・ニュートラル・オープン	3,381,885,984円	2,701,324,157円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(適格機関投資家専用)	7,531,082,642円	5,162,833,531円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド2(少人数私募)	5,207,985,221円	5,192,617,628円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラルF(適格機関投資家専用)	2,622,812,883円	1,732,052,212円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンドDB2(少人数私募)	32,078,923,346円	32,134,370,150円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(少人数私募/大口投資家 用)	25,784,351,178円	22,181,279,561円
2. 担保資産(※1)	信用取引に係る差入保証 金代用有価証券として、担 保として供している資産は 次の通りであります。 株式99,163,621,500円	信用取引に係る差入保証 金代用有価証券として、担 保として供している資産は 次の通りであります。 株式63,531,915,600円
3. 計算期間末日における受益権の総数	84,892,668,913口	74,059,926,003口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2008年8月20日現在)		(2009年2月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	99,749,686,100	△6,932,262,055	65,903,743,200	△40,400,616,310
資産合計	99,749,686,100	△6,932,262,055	65,903,743,200	△40,400,616,310
信用売証券	100,356,296,500	5,648,808,616	66,120,382,125	14,682,955,646
負債合計	100,356,296,500	5,648,808,616	66,120,382,125	14,682,955,646

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(2008年8月20日現在)	(2009年2月20日現在)
1口当たり純資産額	1.3913円	1.3612円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア)株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価 (円)	金額 (円)	
コムシスホールディングス	376,000	703.00	264,328,000	*
大林組	1,082,000	430.00	465,260,000	*
太平工業	635,000	208.00	132,080,000	*
東鉄工業	90,000	488.00	43,920,000	*
矢作建設工業	36,000	505.00	18,180,000	*
N I P P Oコーポレーション	248,000	755.00	187,240,000	*
前田道路	97,000	821.00	79,637,000	*
日本道路	137,000	210.00	28,770,000	*
大明	251,000	795.00	199,545,000	*
きんでん	311,000	715.00	222,365,000	*
東京エネシス	103,000	774.00	79,722,000	*
トーエネック	40,000	503.00	20,120,000	*
住友電設	92,000	516.00	47,472,000	*
東電通	302,000	147.00	44,394,000	*
九電工	76,000	684.00	51,984,000	*
東芝プラントシステム	222,000	920.00	204,240,000	*
日本製粉	624,000	440.00	274,560,000	*
日清製粉グループ本社	431,500	981.00	423,301,500	*
中部飼料	71,000	720.00	51,120,000	*
日本甜菜製糖	409,000	227.00	92,843,000	*
三井製糖	372,000	287.00	106,764,000	*
米久	152,500	1,058.00	161,345,000	*
メルシャン	340,000	157.00	53,380,000	*
三国コカ・コーラボトリング	160,900	737.00	118,583,300	*
コカ・コーラウエスト	328,300	1,641.00	538,740,300	*
コカ・コーラ セントラル ジャパン	37,000	1,270.00	46,990,000	
フジッコ	51,000	1,094.00	55,794,000	
ロック・フィールド	40,200	1,044.00	41,968,800	*
ダンゼ	1,178,000	331.00	389,918,000	*
倉敷紡績	662,000	135.00	89,370,000	*
日本バイリーン	196,000	422.00	82,712,000	*
アツギ	2,304,000	135.00	311,040,000	*
ルック	537,000	60.00	32,220,000	*
旭化成	2,317,000	307.00	711,319,000	*
住友化学	1,027,000	283.00	290,641,000	*
住友精化	264,000	240.00	63,360,000	*
クレハ	479,000	378.00	181,062,000	*
テイカ	146,000	229.00	33,434,000	*
日本曹達	2,097,000	290.00	608,130,000	*
東ソー	1,891,000	138.00	260,958,000	*
セントラル硝子	1,445,000	275.00	397,375,000	*
東亜合成	2,541,000	207.00	525,987,000	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
堺化学工業	129,000	264.00	34,056,000	*
日本触媒	258,000	564.00	145,512,000	*
三菱瓦斯化学	1,117,000	388.00	433,396,000	*
日本合成化学工業	554,000	212.00	117,448,000	*
積水樹脂	209,000	617.00	128,953,000	*
A D E K A	242,900	528.00	128,251,200	*
日油	620,000	311.00	192,820,000	*
日本ペイント	434,000	327.00	141,918,000	*
富士フイルムホールディングス	190,300	1,782.00	339,114,600	*
高砂香料工業	45,000	496.00	22,320,000	*
有沢製作所	322,900	288.00	92,995,200	*
前澤化成工業	14,600	900.00	13,140,000	*
J S P	150,200	499.00	74,949,800	*
東リ	533,000	167.00	89,011,000	*
武田薬品工業	203,000	3,950.00	801,850,000	*
アステラス製薬	263,400	3,270.00	861,318,000	*
大日本住友製薬	862,000	793.00	683,566,000	*
あすか製薬	34,000	806.00	27,404,000	*
日本新薬	441,000	981.00	432,621,000	*
持田製薬	133,000	1,093.00	145,369,000	*
参天製薬	85,400	2,735.00	233,569,000	*
栄研化学	38,100	638.00	24,307,800	*
鳥居薬品	49,500	1,306.00	64,647,000	*
キョーリン	46,000	1,206.00	55,476,000	*
新日本石油	1,797,000	451.00	810,447,000	*
コスモ石油	2,345,000	251.00	588,595,000	*
新日鉱ホールディングス	1,639,000	356.00	583,484,000	*
東洋ゴム工業	277,000	108.00	29,916,000	*
三ツ星ベルト	242,000	391.00	94,622,000	*
バンドー化学	600,000	207.00	124,200,000	*
日東紡績	2,289,000	136.00	311,304,000	*
日本板硝子	2,585,000	220.00	568,700,000	*
住友大阪セメント	580,000	213.00	123,540,000	*
日本碍子	234,000	1,248.00	292,032,000	*
品川白煉瓦	255,000	148.00	37,740,000	*
新日本製鐵	2,055,000	251.00	515,805,000	*
日新製鋼	3,957,000	146.00	577,722,000	*
ジェイ エフ イー ホールディングス	123,300	2,020.00	249,066,000	*
東京製鐵	115,600	930.00	107,508,000	*
大和工業	277,300	2,050.00	568,465,000	*
大阪製鐵	106,600	1,453.00	154,889,800	*
淀川製鋼所	218,000	386.00	84,148,000	*
東洋鋼鈑	388,000	306.00	118,728,000	*
住友鋼管	206,000	535.00	110,210,000	*
モリ工業	417,000	200.00	83,400,000	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
三菱製鋼	212,000	173.00	36,676,000	*
日本精線	181,000	179.00	32,399,000	*
古河機械金属	796,000	76.00	60,496,000	*
住友電気工業	415,700	753.00	313,022,100	*
フジクラ	2,836,000	226.00	640,936,000	*
東洋製罐	168,900	1,280.00	216,192,000	*
ダイニチ工業	36,700	493.00	18,093,100	*
東プレ	84,100	650.00	54,665,000	*
アマダ	1,629,000	452.00	736,308,000	*
森精機製作所	196,600	766.00	150,595,600	*
大阪機工	792,000	78.00	61,776,000	*
やまびこ	152,300	934.00	142,248,200	
新川	129,200	1,087.00	140,440,400	*
オイレス工業	80,900	955.00	77,259,500	
小松製作所	480,700	959.00	460,991,300	*
日立建機	86,600	1,015.00	87,899,000	*
クボタ	742,000	436.00	323,512,000	*
新東工業	141,400	547.00	77,345,800	*
小森コーポレーション	605,100	733.00	443,538,300	*
椿本チエイン	683,000	194.00	132,502,000	*
加藤製作所	655,000	182.00	119,210,000	*
油研工業	176,000	140.00	24,640,000	*
SANKYO	34,300	4,410.00	151,263,000	*
キヤノンファインテック	239,300	911.00	218,002,300	*
グローリー	511,400	1,576.00	805,966,400	*
大豊工業	137,500	392.00	53,900,000	*
日本精工	1,452,000	303.00	439,956,000	*
日本ピラー工業	139,000	314.00	43,646,000	*
マキタ	99,400	1,904.00	189,257,600	*
コニカミノルタホールディングス	215,000	767.00	164,905,000	*
ブラザー工業	508,000	621.00	315,468,000	*
日立製作所	1,611,000	241.00	388,251,000	*
デンヨー	28,900	611.00	17,657,900	*
東芝テック	1,562,000	228.00	356,136,000	*
日新電機	241,000	365.00	87,965,000	*
オムロン	118,600	1,014.00	120,260,400	*
日東工業	113,700	726.00	82,546,200	*
日本電気	2,643,000	223.00	589,389,000	*
サンケン電気	1,116,000	243.00	271,188,000	*
NECエレクトロニクス	116,900	477.00	55,761,300	*
日本信号	390,000	428.00	166,920,000	*
日本無線	314,000	116.00	36,424,000	*
パナソニック	577,000	1,072.00	618,544,000	*
日立国際電気	763,000	523.00	399,049,000	*
ソニー	150,600	1,588.00	239,152,800	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
TDK	156,200	3,380.00	527,956,000	*
アルプス電気	1,437,800	270.00	388,206,000	*
パイオニア	827,600	106.00	87,725,600	*
SMK	254,000	160.00	40,640,000	*
東光	902,000	115.00	103,730,000	*
アルパイン	484,300	576.00	278,956,800	*
新電元工業	916,000	155.00	141,980,000	*
日本光電工業	232,100	1,217.00	282,465,700	*
新日本無線	105,000	168.00	17,640,000	*
東光電気	235,000	214.00	50,290,000	*
日本デジタル研究所	89,500	814.00	72,853,000	*
図研	116,000	515.00	59,740,000	*
ローム	14,800	4,440.00	65,712,000	*
京セラ	144,700	5,790.00	837,813,000	*
太陽誘電	595,000	512.00	304,640,000	*
パナソニック電工	692,000	578.00	399,976,000	*
ニチコン	229,100	620.00	142,042,000	*
KOA	435,700	439.00	191,272,300	*
アロカ	114,000	609.00	69,426,000	*
スター精密	120,500	835.00	100,617,500	*
キヤノン	348,700	2,295.00	800,266,500	*
リコー	386,000	1,065.00	411,090,000	*
東京エレクトロン	60,100	3,140.00	188,714,000	*
デンソー	141,600	1,785.00	252,756,000	*
日産自動車	1,630,800	285.00	464,778,000	*
日野自動車	824,000	178.00	146,672,000	*
日産車体	931,000	556.00	517,636,000	*
関東自動車工業	216,500	821.00	177,746,500	*
新明和工業	336,000	194.00	65,184,000	*
極東開発工業	58,800	320.00	18,816,000	*
フタバ産業	362,800	220.00	79,816,000	*
カルソニックカンセイ	393,000	78.00	30,654,000	*
太平洋工業	261,000	248.00	64,728,000	*
アイシン精機	326,600	1,421.00	464,098,600	*
愛知機械工業	284,000	119.00	33,796,000	*
本田技研工業	347,900	2,245.00	781,035,500	*
富士重工業	423,000	314.00	132,822,000	*
ヤマハ発動機	496,500	846.00	420,039,000	*
トッパン・フォームズ	263,200	997.00	262,410,400	*
凸版印刷	1,190,000	555.00	660,450,000	*
大日本印刷	481,000	811.00	390,091,000	*
図書印刷	150,000	214.00	32,100,000	*
共同印刷	300,000	212.00	63,600,000	*
ヤマハ	643,300	776.00	499,200,800	*
パラマウントベッド	35,600	1,165.00	41,474,000	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
イトーキ	316,900	264.00	83,661,600	*
任天堂	27,600	25,430.00	701,868,000	*
三菱鉛筆	98,600	952.00	93,867,200	*
アデランスホールディングス	123,700	720.00	89,064,000	*
東京電力	100,600	2,730.00	274,638,000	*
九州電力	151,400	2,270.00	343,678,000	*
沖縄電力	79,400	6,050.00	480,370,000	*
東邦瓦斯	353,000	510.00	180,030,000	*
京成電鉄	224,000	440.00	98,560,000	*
西日本旅客鉄道	2,059	328,000.00	675,352,000	*
日本通運	2,281,000	297.00	677,457,000	*
センコー	223,000	310.00	69,130,000	*
日本梱包運輸倉庫	568,000	854.00	485,072,000	*
セイノーホールディングス	1,083,000	442.00	478,686,000	*
日立物流	578,200	816.00	471,811,200	*
日本郵船	1,844,000	416.00	767,104,000	*
商船三井	1,501,000	516.00	774,516,000	*
川崎汽船	1,219,000	330.00	402,270,000	*
日本トランスシティ	182,000	296.00	53,872,000	*
上組	384,000	627.00	240,768,000	*
サイバネットシステム	257	28,800.00	7,401,600	*
フジ・メディア・ホールディングス	3,015	110,000.00	331,650,000	*
シーエーシー	170,000	546.00	92,820,000	*
C I J	81,200	300.00	24,360,000	
ネットワンシステムズ	1,145	137,400.00	157,323,000	*
日本テレビ放送網	59,080	9,200.00	543,536,000	*
日本電信電話	202,500	4,230.00	856,575,000	*
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	4,608	153,700.00	708,249,600	*
D T S	146,600	657.00	96,316,200	*
シーイーシー	102,900	654.00	67,296,600	*
日立ソフトウェアエンジニアリング	214,200	1,125.00	240,975,000	*
ジャステック	63,600	505.00	32,118,000	*
T K C	129,800	1,970.00	255,706,000	*
ソラン	68,800	408.00	28,070,400	*
日本システムディベロップメント	355,000	577.00	204,835,000	*
横浜冷凍	85,000	599.00	50,915,000	*
小野建	153,300	695.00	106,543,500	*
伯東	66,800	567.00	37,875,600	*
丸紅	402,000	317.00	127,434,000	*
長瀬産業	344,000	776.00	266,944,000	*
三井物産	218,000	913.00	199,034,000	*
東都水産	1,170,000	94.00	109,980,000	*
住友商事	785,200	832.00	653,286,400	*
内田洋行	706,000	309.00	218,154,000	*
キヤノンマーケティングジャパン	432,500	1,360.00	588,200,000	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
西華産業	406,000	207.00	84,042,000	*
阪和興業	2,366,000	263.00	622,258,000	*
菱電商事	129,000	485.00	62,565,000	*
すてきナイスグループ	256,000	167.00	42,752,000	*
ニチモウ	366,000	121.00	44,286,000	*
リョーサン	230,000	2,090.00	480,700,000	*
三信電気	311,100	671.00	208,748,100	*
オートバックスセブン	208,800	2,545.00	531,396,000	*
タキヒヨー	175,000	496.00	86,800,000	*
スズケン	209,500	2,560.00	536,320,000	*
セブン&アイ・ホールディングス	65,100	2,135.00	138,988,500	*
コナカ	105,200	200.00	21,040,000	*
G-7ホールディングス	11,900	378.00	4,498,200	*
コジマ	75,600	229.00	17,312,400	*
ユニマットライフ	36,400	756.00	27,518,400	*
上新電機	567,000	588.00	333,396,000	*
ベスト電器	87,000	288.00	25,056,000	*
島忠	222,600	1,621.00	360,834,600	*
カスミ	145,000	384.00	55,680,000	*
AOKIホールディングス	161,800	900.00	145,620,000	*
オークワ	82,000	1,220.00	100,040,000	*
青山商事	449,700	1,253.00	563,474,100	*
エイチ・ツー・オー リテイリング	932,000	539.00	502,348,000	*
イズミヤ	412,000	509.00	209,708,000	*
ユニー	231,000	752.00	173,712,000	*
愛眼	63,100	427.00	26,943,700	*
りそなホールディングス	285,300	1,529.00	436,223,700	
北越銀行	609,000	164.00	99,876,000	*
横浜銀行	1,487,000	426.00	633,462,000	*
関東つくば銀行	598,100	241.00	144,142,100	*
みずほフィナンシャルグループ	4,125,600	188.00	775,612,800	*
大東銀行	379,000	61.00	23,119,000	*
野村ホールディングス	225,400	449.00	101,204,600	*
東洋証券	644,000	148.00	95,312,000	*
水戸証券	373,000	225.00	83,925,000	*
損害保険ジャパン	1,544,000	472.00	728,768,000	*
あいおい損害保険	1,389,000	339.00	470,871,000	*
富士火災海上保険	1,253,000	60.00	75,180,000	*
東京海上ホールディングス	367,300	2,075.00	762,147,500	*
T&Dホールディングス	56,000	2,200.00	123,200,000	*
芙蓉総合リース	245,800	1,269.00	311,920,200	*
センチュリー・リーシング・システム	278,000	565.00	157,070,000	*
リコーリース	177,400	1,243.00	220,508,200	*
野村不動産ホールディングス	224,600	1,298.00	291,530,800	*
ダスキン	332,400	1,555.00	516,882,000	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ビー・エム・エル	102,900	1,882.00	193,657,800	＊
建設技術研究所	23,100	549.00	12,681,900	＊
カナモト	51,000	320.00	16,320,000	＊
合計			65,903,743,200	

注 ＊差入保証金代用有価証券として以下の有価証券の差入を行っております。

銘柄	株式数	銘柄	株式数
コムシスホールディングス	376,000	セントラル硝子	1,445,000
大林組	1,082,000	東亜合成	2,541,000
太平工業	635,000	堺化学工業	129,000
東鉄工業	90,000	日本触媒	258,000
矢作建設工業	36,000	三菱瓦斯化学	1,117,000
N I P P Oコーポレーション	248,000	日本合成化学工業	554,000
前田道路	97,000	積水樹脂	209,000
日本道路	137,000	A D E K A	242,900
大明	251,000	日油	620,000
きんでん	311,000	日本ペイント	434,000
東京エネシス	103,000	富士フイルムホールディングス	190,300
トーエネック	40,000	高砂香料工業	45,000
住友電設	92,000	有沢製作所	322,900
東電通	302,000	前澤化成工業	14,600
九電工	76,000	J S P	150,200
東芝プラントシステム	222,000	東リ	533,000
日本製粉	624,000	武田薬品工業	203,000
日清製粉グループ本社	431,500	アステラス製薬	263,400
中部飼料	71,000	大日本住友製薬	862,000
日本甜菜製糖	409,000	あすか製薬	34,000
三井製糖	372,000	日本新薬	441,000
米久	152,500	持田製薬	133,000
メルシャン	340,000	参天製薬	85,400
三国コカ・コーラボトリング	160,900	栄研化学	38,100
コカ・コーラウエスト	328,300	鳥居薬品	49,500
ロック・フィールド	40,200	キョーリン	46,000
グンゼ	1,178,000	新日本石油	1,797,000
倉敷紡績	662,000	コスモ石油	2,345,000
日本バイリーン	196,000	新日鉱ホールディングス	1,639,000
アツギ	2,304,000	東洋ゴム工業	277,000
ルック	537,000	三ツ星ベルト	242,000
旭化成	2,317,000	バンドー化学	600,000
住友化学	1,027,000	日東紡績	2,289,000
住友精化	264,000	日本板硝子	2,585,000
クレハ	479,000	住友大阪セメント	580,000
テイカ	146,000	日本碍子	234,000
日本曹達	2,097,000	品川白煉瓦	255,000
東ソー	1,891,000	新日本製鐵	2,055,000

銘柄	株式数	銘柄	株式数
日新製鋼	3,957,000	NECエレクトロニクス	116,900
ジェイ エフ イー ホールディングス	123,300	日本信号	390,000
東京製鐵	115,600	日本無線	314,000
大和工業	277,300	パナソニック	577,000
大阪製鐵	106,600	日立国際電気	763,000
淀川製鋼所	218,000	ソニー	150,600
東洋鋼鋳	388,000	T D K	156,200
住友鋼管	206,000	アルプス電気	1,437,800
モリ工業	417,000	パイオニア	827,600
三菱製鋼	212,000	SMK	254,000
日本精線	181,000	東光	902,000
古河機械金属	796,000	アルパイン	484,300
住友電気工業	415,700	新電元工業	916,000
フジクラ	2,836,000	日本光電工業	232,100
東洋製罐	168,900	新日本無線	105,000
ダイニチ工業	36,700	東光電気	235,000
東プレ	84,100	日本デジタル研究所	89,500
アマダ	1,629,000	図研	116,000
森精機製作所	196,600	ローム	14,800
大阪機工	792,000	京セラ	144,700
新川	129,200	太陽誘電	595,000
小松製作所	480,700	パナソニック電工	692,000
日立建機	86,600	ニチコン	229,100
クボタ	742,000	K O A	435,700
新東工業	141,400	アロカ	114,000
小森コーポレーション	605,100	スター精密	120,500
椿本チエイン	683,000	キャノン	348,700
加藤製作所	655,000	リコー	386,000
油研工業	176,000	東京エレクトロン	60,100
SANKYO	34,300	デンソー	141,600
キャノンファインテック	239,300	日産自動車	1,630,800
グローリー	511,400	日野自動車	824,000
大豊工業	137,500	日産車体	931,000
日本精工	1,452,000	関東自動車工業	216,500
日本ピラー工業	139,000	新明和工業	336,000
マキタ	99,400	極東開発工業	58,800
コニカミノルタホールディングス	215,000	フタバ産業	362,800
ブラザー工業	508,000	カルソニックカンセイ	393,000
日立製作所	1,611,000	太平洋工業	261,000
デンヨー	28,900	アイシン精機	326,600
東芝テック	1,562,000	愛知機械工業	284,000
日新電機	87,000	本田技研工業	347,900
オムロン	118,600	富士重工業	423,000
日東工業	113,700	ヤマハ発動機	496,500
日本電気	2,643,000	トッパン・フォームズ	263,200
サンケン電気	1,116,000	凸版印刷	1,190,000

銘柄	株式数	銘柄	株式数
大日本印刷	481,000	住友商事	785,200
図書印刷	150,000	内田洋行	706,000
共同印刷	300,000	キヤノンマーケティングジャパン	432,500
ヤマハ	643,300	西華産業	406,000
パラマウントベッド	35,600	阪和興業	2,366,000
イトーキ	316,900	菱電商事	129,000
任天堂	27,600	すてきなイスグループ	256,000
三菱鉛筆	98,600	ニチモウ	366,000
アデランスホールディングス	123,700	リョーサン	230,000
東京電力	100,600	三信電気	311,100
九州電力	151,400	オートバックスセブン	208,800
沖縄電力	79,400	タキヒヨー	175,000
東邦瓦斯	353,000	スズケン	209,500
京成電鉄	224,000	セブン&アイ・ホールディングス	65,100
西日本旅客鉄道	2,059	コナカ	105,200
日本通運	2,281,000	G-7ホールディングス	11,900
センコー	223,000	コジマ	75,600
日本梱包運輸倉庫	568,000	ユニマットライフ	36,400
セイノーホールディングス	1,083,000	上新電機	567,000
日立物流	578,200	ベスト電器	87,000
日本郵船	1,844,000	島忠	222,600
商船三井	1,501,000	カスミ	145,000
川崎汽船	1,219,000	AOKIホールディングス	161,800
日本トランスシティ	182,000	オークワ	82,000
上組	384,000	青山商事	449,700
サイバネットシステム	257	エイチ・ツー・オー リテイリング	932,000
フジ・メディア・ホールディングス	3,015	イズミヤ	412,000
シーエーシー	170,000	ユニー	231,000
ネットワンシステムズ	1,145	愛眼	63,100
日本テレビ放送網	59,080	北越銀行	609,000
日本電信電話	1,700	横浜銀行	1,487,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	4,608	関東つくば銀行	598,100
D T S	106,000	みずほフィナンシャルグループ	632,600
シーイーシー	102,900	大東銀行	379,000
日立ソフトウェアエンジニアリング	214,200	野村ホールディングス	225,400
ジャステック	63,600	東洋証券	644,000
T K C	129,800	水戸証券	373,000
ソラン	68,800	損害保険ジャパン	1,544,000
日本システムディベロップメント	355,000	あいおい損害保険	1,389,000
横浜冷凍	85,000	富士火災海上保険	1,253,000
小野建	153,300	東京海上ホールディングス	367,300
伯東	66,800	T & Dホールディングス	56,000
丸紅	402,000	芙蓉総合リース	245,800
長瀬産業	344,000	センチュリー・リーシング・システム	278,000
三井物産	218,000	リコーリース	177,400
東都水産	1,170,000	野村不動産ホールディングス	224,600

銘柄	株式数	銘柄	株式数
ダスキン	332,400	建設技術研究所	23,100
ビー・エム・エル	102,900	カナモト	51,000

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② 信用取引契約残高明細表

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
マルハニチロホールディングス	4,025,000	462,875,000	
住石ホールディングス	406,100	28,427,000	
三井松島産業	2,204,000	220,400,000	
国際石油開発帝石	194	128,622,000	
ショーボンドホールディングス	56,900	110,613,600	
ダイセキ環境ソリューション	77	14,707,000	
ミサワホーム	478,800	107,251,200	
長谷工コーポレーション	1,150,500	49,471,500	
鹿島建設	213,000	45,156,000	
東洋建設	2,683,000	85,856,000	
エス・バイ・エル	898,000	28,736,000	
日揮	547,000	627,956,000	
日立プラントテクノロジー	273,000	79,443,000	
東洋エンジニアリング	837,000	231,012,000	
千代田化工建設	1,777,000	732,124,000	
ヤクルト本社	254,400	379,056,000	
林兼産業	531,000	36,108,000	
宝ホールディングス	829,000	335,745,000	
味の素	338,000	219,362,000	
カゴメ	140,700	190,085,700	
日本たばこ産業	1,285	294,650,500	
東洋紡績	1,235,000	167,960,000	
ユニチカ	2,686,000	158,474,000	
富士紡ホールディングス	1,931,000	125,515,000	
大和紡績	808,000	167,256,000	
東レ	2,026,000	737,464,000	
サカイオーベックス	580,000	36,540,000	
オンワードホールディングス	263,000	163,849,000	
王子製紙	1,520,000	568,480,000	
日本化成	428,000	56,068,000	
日産化学工業	733,000	479,382,000	
ラサ工業	360,000	38,880,000	
石原産業	2,143,000	130,723,000	
太陽日酸	685,000	419,220,000	
J S R	677,400	757,333,200	
日本ゼオン	1,184,000	292,448,000	
宇部興産	1,723,000	292,910,000	
大日本塗料	840,000	69,720,000	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
ライオン	281,000	136,566,000	
エステー	13,500	12,825,000	
大成ラミック	7,700	14,830,200	
日東電工	62,700	105,963,000	
日本バルカー工業	822,000	134,808,000	
塩野義製薬	452,000	706,024,000	
中外製薬	536,500	872,885,500	
久光製薬	116,600	340,472,000	
ツムラ	185,800	507,234,000	
キッセイ薬品工業	45,000	99,225,000	
東和薬品	69,900	274,008,000	
沢井製薬	23,000	103,960,000	
富士興産	1,217,000	81,539,000	
東燃ゼネラル石油	846,000	750,402,000	
ブリヂストン	285,900	357,660,900	
旭硝子	423,000	183,582,000	
東海カーボン	1,130,000	343,520,000	
TOTO	1,451,000	602,165,000	
日本特殊陶業	1,230,000	858,540,000	
フジミインコーポレーテッド	76,700	77,620,400	
ニチアス	1,301,000	253,695,000	
丸一銅管	18,200	36,764,000	
大同特殊鋼	1,967,000	420,938,000	
日本高周波鋼業	399,000	32,319,000	
日立金属	1,623,000	813,123,000	
大太平洋金属	492,000	189,420,000	
日本電工	1,002,000	379,758,000	
東邦亜鉛	711,000	161,397,000	
DOWAホールディングス	1,179,000	340,731,000	
東邦チタニウム	91,200	97,584,000	
住友軽金属工業	1,780,000	140,620,000	
古河電気工業	994,000	250,488,000	
アサヒブリテック	94,000	115,056,000	
三協・立山ホールディングス	414,000	23,598,000	
リンナイ	47,500	152,000,000	
中国工業	152,000	12,160,000	
オーエスジー	282,700	141,632,700	
ディスコ	111,400	251,207,000	
エンシュウ	171,000	10,431,000	
日阪製作所	163,000	115,567,000	
三井海洋開発	376,000	557,984,000	
SMC	62,100	512,325,000	
ユニオンツール	61,400	105,055,400	
サトー	128,100	96,203,100	
石井鐵工所	115,000	16,445,000	
ダイキン工業	288,500	581,327,500	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
オルガノ	429,000	248,391,000	
栗田工業	375,700	699,177,700	
木村化工機	235,800	138,650,400	
日本金銭機械	85,800	76,533,600	
蛇の目ミシン工業	2,254,000	74,382,000	
THK	489,000	549,147,000	
イーグル工業	285,000	77,805,000	
三菱重工業	615,000	166,665,000	
I H I	3,896,000	350,640,000	
東芝	696,000	160,080,000	
安川電機	331,000	123,794,000	
神鋼電機	198,000	48,708,000	
マブチモーター	136,500	492,765,000	
日本電産	177,600	731,712,000	
I D E C	47,600	26,227,600	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,127,000	423,752,000	
メルコホールディングス	96,600	95,054,400	
電気興業	129,000	71,853,000	
エプソントヨコム	755,000	116,270,000	
ワコム	5,499	379,431,000	
ミツミ電機	113,200	140,707,600	
日本トリム	8,650	16,936,700	
クラリオン	1,579,000	63,160,000	
ヒロセ電機	101,000	846,380,000	
スミダ コーポレーション	64,100	26,281,000	
横河電機	758,700	249,612,300	
アドバンテスト	540,400	710,626,000	
キーエンス	49,900	944,607,000	
シスメックス	171,400	479,063,000	
メガチップス	129,800	200,800,600	
スタンレー電気	533,000	502,086,000	
ウシオ電機	227,700	283,258,800	
カシオ計算機	1,169,400	748,416,000	
ファナック	145,100	883,659,000	
浜松ホトニクス	447,400	661,704,600	
村田製作所	234,100	877,875,000	
小糸製作所	174,000	100,572,000	
日本電産サンキョー	244,000	87,352,000	
トヨタ紡織	230,100	209,391,000	
三井造船	3,725,000	540,125,000	
佐世保重工業	1,366,000	218,560,000	
いすゞ自動車	1,769,000	169,824,000	
トヨタ自動車	47,000	145,230,000	
ティラド	196,000	20,580,000	
N O K	469,400	312,620,400	
ダイハツ工業	128,000	92,928,000	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
スズキ	536,700	788,949,000	
シマノ	255,500	758,835,000	
テルモ	200,400	570,138,000	
島津製作所	1,240,000	735,320,000	
東京精密	361,000	250,534,000	
ニコン	313,000	275,440,000	
トプコン	348,600	87,498,600	
オリンパス	181,000	237,472,000	
HOYA	540,700	914,323,700	
シチズンホールディングス	1,154,100	367,003,800	
フランスベッドホールディングス	183,000	24,339,000	
フジシールインターナショナル	141,900	182,625,300	
タカラトミー	328,800	128,889,600	
日本写真印刷	28,600	67,925,000	
アシックス	624,000	361,920,000	
兼松日産農林	73,000	3,723,000	
ダイワ精工	561,000	71,247,000	
中国電力	96,300	223,416,000	
北陸電力	366,500	940,072,500	
東北電力	131,100	294,319,500	
東武鉄道	1,855,000	869,995,000	
東京急行電鉄	2,347,000	866,043,000	
京浜急行電鉄	324,000	213,840,000	
小田急電鉄	1,289,000	879,098,000	
近畿日本鉄道	2,305,000	889,730,000	
阪急阪神ホールディングス	1,890,000	852,390,000	
ヤマトホールディングス	754,000	683,124,000	
飯野海運	227,600	122,448,800	
共栄タンカー	196,000	43,316,000	
全日本空輸	2,673,000	935,550,000	
三菱倉庫	413,000	327,509,000	
システムプロ	529	19,731,700	
マクロミル	831	68,640,600	
ティーガイア	726	81,602,400	
トレンドマイクロ	332,000	733,720,000	
日本オラクル	52,600	166,216,000	
大塚商会	58,100	218,456,000	
ソフトブレーン	639	1,683,765	
コロムビアミュージックエンタテインメント	574,000	12,054,000	
KDDI	719	354,467,000	
光通信	98,900	161,305,900	
ゼンリン	34,500	29,014,500	
松竹	221,000	142,766,000	
東宝	147,400	221,542,200	
エヌ・ティ・ティ・データ	656	152,257,600	
ソフトバンク	632,700	788,976,900	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
双日	5,296,500	630,283,500	
あい ホールディングス	457,600	135,907,200	
白銅	32,500	16,802,500	
豊田通商	431,000	338,766,000	
兼松	4,169,000	337,689,000	
ユアサ商事	1,985,000	178,650,000	
サンリオ	296,800	260,590,400	
東陽テクニカ	112,100	92,706,700	
ミスミグループ本社	468,900	488,124,900	
三越伊勢丹ホールディングス	115,700	77,866,100	
ドン・キホーテ	164,900	197,055,500	
ゼンショー	476,200	228,576,000	
幸楽苑	14,700	17,199,000	
スギホールディングス	202,900	417,974,000	
リンガーハット	10,100	11,443,300	
コメリ	73,600	120,188,800	
しまむら	38,900	205,781,000	
高島屋	268,000	148,740,000	
丸善	2,336,000	130,816,000	
松屋	37,900	55,334,000	
丸井グループ	246,100	110,745,000	
イオン	920,500	634,224,500	
ヤマダ電機	179,990	655,163,600	
ニトリ	53,000	270,300,000	
吉野家ホールディングス	1,584	175,507,200	
岩手銀行	41,900	225,422,000	
静岡銀行	977,000	847,059,000	
京都銀行	662,000	552,108,000	
中国銀行	321,000	378,780,000	
阿波銀行	95,000	53,010,000	
みずほ信託銀行	6,013,000	529,144,000	
ジャフコ	141,600	220,471,200	
みずほインベスターズ証券	1,316,000	101,332,000	
光世証券	144,000	10,944,000	
日本興亜損害保険	662,000	446,850,000	
フィデック	1,472	5,269,760	
日本証券金融	857,200	288,876,400	
大阪証券金融	113,700	15,690,600	
ジャックス	350,000	56,350,000	
日立キャピタル	271,500	248,965,500	
三井不動産	435,000	451,530,000	
三菱地所	703,000	733,229,000	
平和不動産	790,500	162,843,000	
ダイビル	186,600	144,241,800	
大京	663,000	33,813,000	
テーオーシー	343,000	107,702,000	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
新日本科学	63,600	19,525,200	
一休	2,012	69,816,400	
アルプス技研	29,300	11,632,100	
東京テアトル	126,000	24,696,000	
セコム	207,600	697,536,000	
メイテック	139,700	200,748,900	
ダイセキ	322,600	401,959,600	
合計	146,215,063	66,120,382,125	

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2009年２月27日現在）

I 資産総額	3,646,959,633円
II 負債総額	766,701円
III 純資産総額（I－II）	3,646,192,932円
IV 発行済口数	3,657,431,896口
V １口当たり純資産額（III／IV）	0.9969円

参考情報

<ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド>

純資産額計算書

（2009年２月27日現在）

I 資産総額	168,218,233,441円
II 負債総額	68,143,838,383円
III 純資産総額（I－II）	100,074,395,058円
IV 発行済口数	73,529,829,821口
V １口当たり純資産額（III／IV）	1.3610円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2002年12月20日 至 2003年2月20日	769,228,997 (0)	— (—)	769,228,997 (0)
第2期	自 2003年2月21日 至 2003年8月20日	5,391,576,817 (0)	226,727,038 (0)	5,934,078,776 (0)
第3期	自 2003年8月21日 至 2004年2月20日	1,478,092,185 (0)	1,049,967,582 (0)	6,362,203,379 (0)
第4期	自 2004年2月21日 至 2004年8月20日	4,175,374,308 (0)	1,852,217,745 (0)	8,685,359,942 (0)
第5期	自 2004年8月21日 至 2005年2月21日	981,709,776 (0)	2,943,204,467 (0)	6,723,865,251 (0)
第6期	自 2005年2月22日 至 2005年8月22日	3,970,233,749 (0)	855,972,444 (0)	9,838,126,556 (0)
第7期	自 2005年8月23日 至 2006年2月20日	1,069,623,930 (0)	1,787,612,388 (0)	9,120,138,098 (0)
第8期	自 2006年2月21日 至 2006年8月21日	156,804,179 (0)	1,508,130,158 (0)	7,768,812,119 (0)
第9期	自 2006年8月22日 至 2007年2月20日	60,781,078 (0)	1,344,555,006 (0)	6,485,038,191 (0)
第10期	自 2007年2月21日 至 2007年8月20日	112,697,073 (0)	883,469,755 (0)	5,714,265,509 (0)
第11期	自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	145,117,316 (0)	580,956,633 (0)	5,278,426,192 (0)
第12期	自 2008年2月21日 至 2008年8月20日	16,460,710 (0)	774,317,303 (0)	4,520,569,599 (0)
第13期	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	15,492,390 (0)	890,603,972 (0)	3,645,458,017 (0)

(注1) () 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

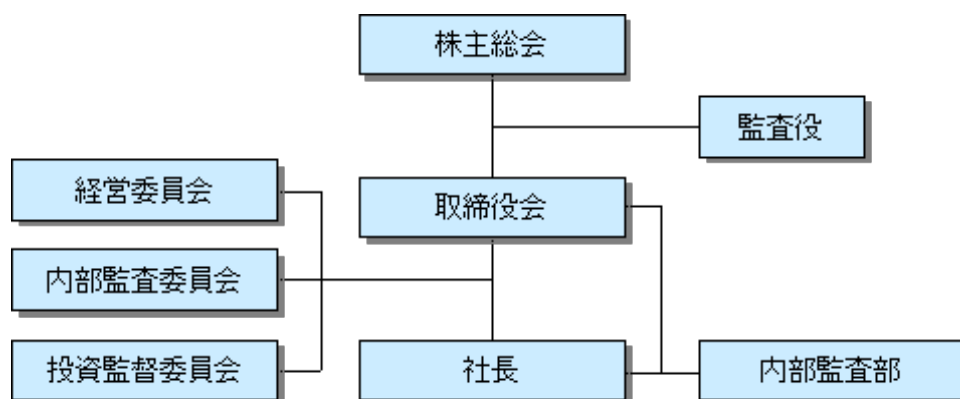
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として内部監査委員会をおきます。内部監査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。投資監督委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2009年3月31日現在、委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計101本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,380,763,605,140円です。

（2009年3月31日現在）

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託／国内株式型	29	302,118,722,099
追加型株式投資信託／バランス型	32	556,378,627,883
追加型株式投資信託／国際株式型	14	150,761,070,093
追加型株式投資信託／派生商品型	8	22,816,582,125
追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ	18	348,688,602,940
親投資信託	31	1,034,408,737,347

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第12期 (平成19年 3 月31日現在)			第13期 (平成20年 3 月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			9,177,528			20,633,688	
支払委託金			—			26	
収益分配金		—			26		
前払費用			61,622			61,332	
未収入金	※ 2		126,314			—	
未収委託者報酬			2,081,011			1,954,533	
未収運用受託報酬			—			1,158,119	
未収収益	※ 2		728,713			302,947	
未収消費税等			21,969			—	
立替金	※ 2		107,113			238,533	
預け金			—			823,248	
繰延税金資産			391,131			704,568	
流動資産計			12,695,404	70.7		25,876,998	84.4
固定資産							
無形固定資産			209,495			250,829	
ソフトウェア	※ 1	208,801			250,134		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			5,051,808			4,533,977	
投資有価証券		3,671,508			2,597,580		
長期差入保証金		26,000			25,000		
繰延税金資産		1,277,324			1,835,253		
その他の投資等		76,975			76,144		
固定資産計			5,261,304	29.3		4,784,806	15.6
資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

期別		第12期 (平成19年 3 月31日現在)			第13期 (平成20年 3 月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			3,097			4,267	
未払金			772,565			750,440	
未払収益分配金		77			47		
未払償還金		3,169			72		
未払手数料		769,319			749,178		
その他未払金		—			1,141		
未払費用	＊ 2		2,523,934			4,190,487	
役員賞与引当金			45,955			27,830	
未払法人税等			40,260			1,756,244	
未払消費税等			—			85,903	
流動負債計			3,385,813	18.9		6,815,172	22.2
固定負債							
長期未払費用	＊ 2		2,907,290			3,872,907	
長期借入金	＊ 2		—			5,000,000	
役員退職慰労引当金			727,712			900,990	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			3,635,652	20.2		9,774,548	31.9
負債合計			7,021,466	39.1		16,589,721	54.1

期別		第12期 (平成19年 3 月31日現在)			第13期 (平成20年 3 月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			10,054,838			13,246,898	
その他利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
繰越利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
株主資本合計			10,934,838	60.9		14,126,898	46.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		403			△54,814		
評価・換算差額等合計			403	0.0		△54,814	△0.2
純資産合計			10,935,242	60.9		14,072,083	45.9
負債・純資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

(2) 【損益計算書】

期別			第12期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第13期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		21,252,062			19,434,127	
		運用受託報酬	※4	—			5,956,464	
		その他営業収益	※4	6,172,505			1,738,458	
		営業収益計		27,424,567	100.0		27,129,050	100.0
		営業費用						
		支払手数料		8,795,591			8,188,620	
		広告宣伝費		259,536			385,347	
		受益証券発行費		1,275			—	
		調査費		3,126,022			1,697,104	
		調査費	305			124		
		委託調査費	※4	3,125,717		1,696,980		
		委託計算費		310,860			318,677	
		営業雑経費		727,927			805,905	
		通信費	261,981			299,260		
		印刷費	439,428			475,240		
		協会費	26,517			31,404		
		営業費用計		13,221,214	48.2		11,395,655	42.0
		一般管理費						
		給料		4,038,962			6,869,229	
		役員報酬	※1	415,118		435,616		
		給料・手当		1,851,344		2,763,612		
		賞与		1,417,213		1,916,804		
		株式従業員報酬	※2,4	275,835		527,516		
		その他の報酬		79,451		1,225,680		
		交際費		49,878			55,152	
		寄付金		8,026			4,959	
		旅費交通費		215,397			287,861	
		租税公課		90,388			88,876	
		不動産賃借料		482,740			474,054	
		退職給付費用		850,611			1,370,867	
		役員退職慰労引当金 繰入額		357,210			226,617	
		役員賞与引当金繰入 額		110,209			53,415	
		固定資産減価償却費		36,330			48,314	
		事務委託費		1,171,755			474,596	
		諸経費		667,057			795,655	
		一般管理費計		8,078,566	29.5		10,749,601	39.6
		営業利益		6,124,787	22.3		4,983,793	18.4

期別			第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益							
		有価証券分配金			68,166			78,024	
		為替差益			12,433			—	
		受取利息			139			43,754	
		有価証券売却益			—			21	
		株式従業員報酬	*2,4		—			464,384	
		雑益			—			648	
		営業外収益計			80,739	0.3		586,832	2.2
		営業外費用							
		支払利息	*4		—			18,533	
		為替差損			—			119,113	
		株式従業員報酬	*2,4		544,200			—	
営業外費用計				544,200	2.0		137,646	0.5	
経常利益					5,661,325	20.6		5,432,980	20.0

期別		第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			
科目		注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
特別 損益 の部	特別利益							
	特別利益計			—	0.0		—	0.0
	特別損失							
	特別損失計			—	0.0		—	0.0
税引前当期純利益				5,661,325	20.6		5,432,980	20.0
法人税等		※ 3		2,628,006	9.6		—	
法人税、住民税及び事業税				—			3,074,404	11.3
法人税等調整額				105,535	0.4		△833,483	△3.1
当期純利益				2,927,783	10.7		3,192,059	11.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

第12期
(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,621,455	10,621,455	11,501,455	—	—	11,501,455
事業年度中の変動額									
剰余金の配当（注）				△3,494,400	△3,494,400	△3,494,400			△3,494,400
当期純利益				2,927,783	2,927,783	2,927,783			2,927,783
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						—	403	403	403
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△566,617	△566,617	△566,617	403	403	△566,214
平成19年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第13期
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成19年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						—	△55,217	△55,217	△55,217
事業年度中の変動額合計	—	—	—	3,192,059	3,192,059	3,192,059	△55,217	△55,217	3,136,841
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	△54,814	△54,814	14,072,083

重要な会計方針

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (追加情報) 当事業年度より、当社役員に対し職務 執行の対価として役員賞与を支給して おります。それに伴い「役員賞与に関 する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4 号）を適用しております。尚、役員賞与 に係る以下の科目を計上しておりま す。 役員賞与引当金 45,955千円 役員賞与引当金繰入額 110,209千円 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されておりま す、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等	当事業年度から貸借対照表の純資産の部の表示は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）（共に会社法施行日である平成18年5月1日以後終了する事業年度より適用開始）に基づいております。従来の資本の部の合計に相当する金額は10,935,242千円であり、この変更による損益に与える影響はありません。	—————
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	—————	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	—————	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	—————	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	—————	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	—————	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第12期 (平成19年3月31日現在)	第13期 (平成20年3月31日現在)
＊1 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 96,881千円 ＊2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動資産 未収入金 126,314千円 流動負債 未払費用 197,250千円 固定負債 長期未払費用 901,792千円	＊1 _____ ＊2 関係会社項目 同左 流動資産 未収収益 384,791千円 立替金 55,413千円 流動負債 未払費用 123,493千円 固定負債 長期借入金 5,000,000千円 長期未払費用 426,847千円

(損益計算書関係)

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
＊1 役員報酬の範囲額 取締役年額 1,000,000千円以内 監査役年額 35,000千円以内 ＊2 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 ＊3 法人税等には法人税、住民税及び事業税が含まれております。 ＊4 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 その他営業収益 2,573,043千円 営業費用 委託調査費 3,125,717千円 営業外費用 株式従業員報酬 470,132千円	＊1 ＊2 株式従業員報酬 同左 ＊3 ＊4 関係会社項目 同左 営業収益 運用受託報酬 1,235,724千円 その他営業収益 1,738,458千円 営業費用 委託調査費 1,666,202千円 株式従業員報酬 114,904千円 営業外収益 株式従業員報酬 270,489千円 営業外費用 支払利息 18,533千円

(株主資本等変動計算書関係)

第12期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,494,400	546,000	平成18年3月31日	平成18年6月27日

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

（リース取引関係）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第12期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)					第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,701,000	1,701,680	680	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	2,690,000	2,597,580	△92,420
2. 時価評価されていないその他有価証券									
	貸借対照表計上額 (千円)								
外貨建MMF	1,969,828								

（デリバティブ取引関係）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第12期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	2 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第12期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）																																																
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用（株式従業員報酬）</td><td>101,010 千円</td></tr> <tr> <td>未払費用（駐在員税額補助）</td><td>56,916</td></tr> <tr> <td>未払費用（賞与）</td><td>194,873</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>38,332</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>391,131</td></tr> <tr> <td>長期未払費用（株式従業員報酬）</td><td>357,952</td></tr> <tr> <td>長期未払費用（退職給付）</td><td>587,965</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>296,132</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>35,275</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,277,324</td></tr> <tr> <td></td><td>1,668,455 千円</td></tr> </table> 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率（調整）</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>7.82</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.24</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>48.28 %</td></tr> </table> 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	未払費用（株式従業員報酬）	101,010 千円	未払費用（駐在員税額補助）	56,916	未払費用（賞与）	194,873	その他	38,332	小計	391,131	長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952	長期未払費用（退職給付）	587,965	役員退職慰労引当金	296,132	その他	35,275	小計	1,277,324		1,668,455 千円	法定実効税率（調整）	40.69 %	役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82	その他	△0.24	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>505,417 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>121,258</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>77,892</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>704,568</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,459,399</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>289,736</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>86,117</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,835,253</td></tr> <tr> <td></td><td>2,539,821 千円</td></tr> </table> 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。 4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。	未払費用	505,417 千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	長期未払費用	1,459,399	役員退職慰労引当金	289,736	その他	86,117	小計	1,835,253		2,539,821 千円
未払費用（株式従業員報酬）	101,010 千円																																																
未払費用（駐在員税額補助）	56,916																																																
未払費用（賞与）	194,873																																																
その他	38,332																																																
小計	391,131																																																
長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952																																																
長期未払費用（退職給付）	587,965																																																
役員退職慰労引当金	296,132																																																
その他	35,275																																																
小計	1,277,324																																																
	1,668,455 千円																																																
法定実効税率（調整）	40.69 %																																																
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82																																																
その他	△0.24																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %																																																
未払費用	505,417 千円																																																
未払事業税	121,258																																																
その他	77,892																																																
小計	704,568																																																
長期未払費用	1,459,399																																																
役員退職慰労引当金	289,736																																																
その他	86,117																																																
小計	1,835,253																																																
	2,539,821 千円																																																

（関連当事者との取引）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴール ドマン ・サック ス・グ ループ・ インク	アメリ カ合衆国 ニュー ヨーク 市	9,396 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	—	株式従 業員報 酬の配 賦	株式従業員報 酬の配賦等 (注1)	470,132	未払費用 長期未 払費用	197,250 901,792
親会社	ゴールド マン・ サックス ・アセ ット・マ ネジメン ト・エル ・ピー	アメリ カ合衆国 ニュー ヨーク 市	97 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	—	投資助 言	その他営業収 益(注2) 委託調査費の 支払(注2)	2,573,043 3,125,717	未収入 金	126,314

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）その他の営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社（注1）	東京都港区	83,616 百万円	証券業	—	—	事務委託	支払手数料 事務委託費の支払（注2）	648,250 757,456	立替金 未払手数料 未払費用	4,465 73,478 118,504
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100,000 千円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	—	従業員出向受入	出向者に関する人件費等の負担金（注3）	6,176,932	未払費用 長期未払費用	1,469,835 1,972,653

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）ゴールドマン・サックス証券株式会社は平成18年10月1日付けでゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店の事業全部の譲渡を受けました。したがって取引金額は譲渡前のゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店との取引金額を含んでおります。

（注2）事務委託費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注3）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下G S J H）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J Hより行われております。

但し、これらの費用はG S J Hより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J Hに対する債務として処理しております。

第13期
(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	—	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	114,904	未払費用	123,493
								株式従業員報酬（注1）	270,489	長期借入金	5,000,000
								資金の借入（注2）	5,000,000	長期未払費用	426,847
								利息の支払（注2）	18,533		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	—	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,235,724	未収収益	384,791
								その他営業収益（注3）	1,738,458		
								委託調査費の支払（注3）	1,666,202		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。

なお担保は差し入れておりません。

（注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第13期
(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	—	—	業務委 託	支払手数料	496,038	未払手 数料	47,322
								兼務従業員の 人件費等の支 払（注1）	1,121,058	未払費 用	112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	—	—	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2）	7,250,898	未払費 用	2,991,784
								営業費用及 び一般管理 費		長期未 払費用	3,342,911
								株式従業員 報酬	170,066		
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆国 ニューヨ ーク市	6,247 百万ドル	証券業	—	—	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス ・IIリミ テッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	—	—	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2）	548,135	未払費 用	375,438
								営業費用及 び一般管理 費			
								株式従業員 報酬	20,069		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスII・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

（１株当たり情報）

第12期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）		第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	
１株当たり純資産額	1,708,631円61銭	１株当たり純資産額	2,198,763円08銭
１株当たり当期純利益金額	457,466円23銭	１株当たり当期純利益金額	498,759円23銭
損益計算書上の当期純利益	2,927,783千円	損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円
１株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	2,927,783千円	１株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	3,192,059千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額につい ては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

1. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
I 流動資産			
現金・預金		22,515,231	
支払委託金		26	
前払費用		64,532	
未収委託者報酬		1,710,743	
未収運用受託報酬		1,251,964	
未収収益		2,335	
立替金		182,608	
預け金		42	
繰延税金資産		618,054	
流動資産計		26,345,538	88.1
II 固定資産			
無形固定資産		227,206	
投資その他の資産			
投資有価証券		1,573,202	
繰延税金資産		1,730,208	
その他		34,959	
投資その他の資産計		3,338,369	
固定資産計		3,565,575	11.9
資産合計		29,911,114	100.0

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
I 流動負債			
預り金		8,377	
未払金		673,882	
未払費用		3,999,500	
役員賞与引当金		28,777	
未払法人税等		727,750	
その他	* 1	8,494	
流動負債計		5,446,783	18.2
II 固定負債			
長期未払費用		3,171,290	
長期借入金		5,000,000	
役員退職慰労引当金		987,931	
その他固定負債		650	
固定負債計		9,159,872	30.6
負債合計		14,606,656	48.8
(純資産の部)			
I 株主資本			
資本金		490,000	1.6
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	1.3
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		14,676,421	
利益剰余金合計		14,676,421	49.1
株主資本合計		15,556,421	52.0
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△251,963	－0.8
評価・換算差額等合計		△251,963	－0.8
純資産合計		15,304,458	51.2
負債・純資産合計		29,911,114	100.0

(2)中間損益計算書

区分	注記 番号	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
		金額	百分比
I 営業収益		千円	%
委託者報酬		7,838,989	
運用受託報酬		2,627,909	
その他営業収益		670,345	
営業収益計		11,137,244	100.0
II 営業費用及び一般管理費	* 1	8,900,268	79.9
営業利益		2,236,976	20.1
III 営業外収益	* 2	335,207	3.0
IV 営業外費用	* 3	105,310	0.9
経常利益		2,466,873	22.1
V 特別損益		—	0.0
税引前中間純利益		2,466,873	22.1
法人税、住民税及び事業税		710,534	6.4
法人税等調整額		326,815	2.9
中間純利益		1,429,523	12.8

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
平成20年3月31日残高(千円)	490,000	390,000	13,246,898	14,126,898	△54,814	△54,814	14,072,083
中間会計期間中の変動額							
中間純利益			1,429,523	1,429,523			1,429,523
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額（純額）					△197,149	△197,149	△197,149
中間会計期間中の変動額 合計（千円）	—	—	1,429,523	1,429,523	△197,149	△197,149	1,232,374
平成20年9月30日残高(千円)	490,000	390,000	14,676,421	15,556,421	△251,963	△251,963	15,304,458

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
	役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。
	貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	株式報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。
	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間貸借対照表関係	運用受託報酬の未収勘定は、前中間期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当中間期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
中間損益計算書関係	運用受託報酬は、前中間期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当中間期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項目	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
※ 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
＊1 減価償却実施額	無形固定資産	23,622千円
＊2 営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬	301,765千円
＊3 営業外費用のうち主要なもの	有価証券売却損	54,949千円
	為替差損	30,915千円
	支払利息	19,444千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,400	—	—	6,400
合計	6,400	—	—	6,400

（リース取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第14期中間会計期間末（平成20年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
投資信託受益証券	1,998,026	1,573,202	△424,824

（デリバティブ取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第14期中間会計期間 (自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日)	
１株当たり純資産額	2,391,321.59円
１株当たり中間純利益金額	223,363.07円
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。	
(１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	1,429,523千円
１株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,429,523千円
差 額	—
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

（重要な後発事象）

第14期中間会計期間（自平成20年４月１日 至平成20年９月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社（予定）

2009年9月1日以降、以下の内容が追加されます。

（2008年11月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー （GSAMニューヨーク）	255.1百万米ドル (24,372百万円 1米ドル=95.54円)	GSAMニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

（2008年3月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

（2008年3月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社三井住友銀行	664,986百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社（予定）

2009年9月1日以降、以下の内容が追加されます。

GSAMニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より信託財産の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社（予定）

2009年9月1日以降、以下の内容が追加されます。

GSAMニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。GSAMニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの

子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2008年11月18日 有価証券報告書

2008年11月18日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年9月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S 日本株式マーケット・ニュートラル・オープンの平成20年2月21日から平成20年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S 日本株式マーケット・ニュートラル・オープンの平成20年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S 日本株式マーケット・ニュートラル・オープンの平成20年8月21日から平成21年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S 日本株式マーケット・ニュートラル・オープンの平成21年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。